

# 犯罪人引渡に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法の展開

——「テロとの戦い」の下での犯罪人引渡と人権——

北村 泰 三

## 論要旨

ヨーロッパ人権裁判所は、一九八九年の *Soering* 対英国事件判決において、犯罪人引渡の結果、引渡請求国内において人権侵害が予想される場合には引渡し自体がヨーロッパ人権条約三条に違反するという画期的判決を下した。この論理は、犯罪人引渡にとどまらず、退去強制や国外追放などの結果、外国において拷問、非人道的取扱いを受ける恐れがある場合にも適用されるので、国家実行に幅広い影響を与えてきた。他方で、今世紀に入って、「テロとの戦い」を理由として、テロの予防と犯人の訴追、処罰を実効的に推し進めようとする考え方が前面にでてきた。本稿では、こうした時代背景の下で、ヨーロッパ人権裁判所が、犯罪人引渡と人権保障の要請について、どのような判断を示しているかを検討する。その結果、人権裁判所は、近年の犯罪人引渡がらみの事案においても、従来の判例法の基本的立場を踏襲し、人権の遵守を求める立場を堅持していることが確認される。

### 一 はじめに

### 二 ヨーロッパ人権裁判所の従来の判例法

### 三 「テロとの戦い」とヨーロッパの刑事司法協力の動き

#### (1) ヨーロッパ評議会の取り組み

#### (2) EU諸国の取り組み—ヨーロッパ共通逮捕状制度

#### 四 ヨーロッパ人権裁判所の判例の検討

1 Ocalan対トルコ

2 Mamakulov 対トルコ事件

3 Shamayev 他二人対ゲルジアおよびロシア事件

4 Saadi対イタリア事件

五 おわりに

#### 一 はじめに

本稿は、ヨーロッパ人権裁判所 (European Court of Human Rights)<sup>1)</sup> の犯罪人引渡に関する判例法の展開を跡づけることによって、犯罪人引渡において人権条約の規定がいかなる関連性を有するかを検証することを目的とする。

ヨーロッパ人権裁判所は、一九八九年のソERING対イギリス (Soering v UK) 事件の判決において、犯罪人引渡の結果、引き渡された者が死刑の判決を受ける恐れに直面する可能性がある場合には、条約三条に禁止された非人道的または品位を傷つける取扱いに当たるとして引渡し自体が人権条約に違反するという判断を示した。この判決は、容疑者等が引渡請求国に引き渡された結果、拷問または非人道的な取扱い若しくは刑罰を受ける可能性のある場合には、人権、人道の観点から引渡しが禁止されるという意味で犯罪人引渡法における新たな要素を導入する意味があった。この論理は、犯罪人引渡にとどまらず、同じように退去強制や国外追放など結果、外国において拷問、非人道的取扱いを受ける恐れがある場合にも適用されるので、国家実行に幅広い影響を与える可能性があった。事実、ヨーロッパ人権条約だけでなく自由権規約委員会の通報審査や拷問等禁止条約の解釈を通じて、各国の国内裁判所にも影響を与えてきた<sup>2)</sup>。また、こうした解釈は理論的には、犯罪人引渡条約上の義務に対する国際人権法の優位性を示唆するものとも理解することも可能であり、国際法の体系において一段高い国際公序の地位に人権を押し上げる意味をも有していたとも思われる<sup>3)</sup>。

しかし、他方で、二一世紀を迎えて、国境を越える組織犯罪の増大そして特に「テロとの戦い」を理由として、組織犯罪またはテロの予防と

犯人の訴追、処罰を実効的に推し進めようとする考え方が前面にでてきた。<sup>(4)</sup> 国際社会においても「人権」と「安全」という二つの価値の比較考量において、後者に比重を置こうとする主張が表面化してきた。<sup>(5)</sup> 例えば、アメリカ合衆国のようなテロの直接的なターゲットとなった国では、テロの防止やテロリスト容疑者に対する拘禁、送還などの措置においても国家的安全保障の立場に重きを置いた措置が執られるようになった。<sup>(6)</sup>

そのような国際情勢の変化は、ヨーロッパ諸国にも様々な形で及んでいる。<sup>(7)</sup> ヨーロッパ諸国では人権の国際的保障の体系が構築されており、人権裁判所による人権の履行監視体制が機能しているが、<sup>(8)</sup> 個別のテロ容疑者の引渡しや国外追放等の事案においてはヨーロッパ人権裁判所は、「人権」と「安全」という二つの価値基準をいかにして整合的に確保するかという困難な問題に直面してきた。ヨーロッパ人権裁判所は、こうした事件の審理において人権条約の解釈、適用を通じて犯罪人引渡しと人権保障の要請について、どのような判断を示しているかを確認し検討することは、近年の「テロとの戦い」の中で人権の意義を知る上で重要な意味を含んでいるのではないかと思われる。同様の問題をかかえるわが国にとっても示唆を含むであろう。

そこで、以下では、まず二において、ヨーロッパ人権裁判所の犯罪人引渡に関する先例を築いたソエリング事件以降の犯罪人引渡に関する判例法の意味を簡潔に確認しておく。続いて、三では、ヨーロッパ諸国によるテロとの戦いに対する取り組みについて見ておく。これらの検討を前提として、四においてはヨーロッパ人権裁判所のテロ事件関係の容疑者の引渡しに関する主な判例を見ることによって、今日的なテロ容疑者の引渡問題において人権裁判所はどのような解釈を示しているかを検討する。

## 二 ヨーロッパ人権裁判所の従来の判例法

### 1 ソエリング事件判決の意義

犯罪人引渡条約は、国家間において逃亡犯罪人の引渡しを約束することを目的とするものである。また、犯罪人引渡条約は、国家間の協力によって犯罪必罰の体制を構築することに力点が置かれていたために、人権への配慮はどちらかといえば希薄であったといえよう。その例外としては、政治犯不引渡の原則が伝統的に維持されてきた。また、特定主義、双方可罰性の原則なども引渡手続において司法的厳密性の要素を取り

込むことによって人権への配慮を含むものと考えられている。

ヨーロッパ人権裁判所の判例法において人権と犯罪人引渡との関係が真正面から取り上げられたのは、ソエリング対イギリス事件である。<sup>(9)</sup> 本件では、ドイツ人の一八歳の少年がアメリカのバージニア州においてガールフレンドの両親を殺害した後、イギリスに逃亡中に逮捕され、その後アメリカ合衆国からイギリスに対して引渡しを請求されたことに端を発する。人権裁判所における争点は、バージニア州が死刑存置州で執行時一八歳であっても死刑の適用の可能性があるため、仮に引き渡された場合には、死刑の適用を受ける可能性がある場合に引き渡すことが人権条約三条の規定に違反するかどうかであった。<sup>(10)</sup> ヨーロッパ人権裁判所は、本件判決において申立人をバージニア州に引き渡すことによって、死刑囚監房での死刑の順番待ち (death row) という事態に直面させることは条約三条に禁止される非人道的取扱いに当たるとして、もしそのまま引き渡したとすればイギリスによる人権条約違反を免れないと判示した。<sup>(11)</sup>

この判決は、申立人の一八歳という年齢、本国ドイツでの裁判の可能性などの個別具体的事情を斟酌した上で、犯罪人引渡条約の規定にしたがって、死刑廃止国から死刑存置国に引渡した結果、死刑の適用の恐れがある場合には、条約三条違反の問題を生じさせるとしたのである。ある論者は、「パンドラの箱」の寓話にたとえて、本件が内包している多様な広がりの可能性に注意を喚起した。<sup>(12)</sup> 潜在的にこの判決は犯罪人引渡のほかにも外国人の退去強制や国外追放などの場合にも及びうることを指摘したのである。実際に、その後のヨーロッパ人権条約の判例法は、犯罪人引渡、外国人の追放、退去強制等の場合に本国で拷問や非人道的取扱いを受ける可能性のある場合には、送還等が禁止されるという「不送還法」の形成を促進したとも言われている。<sup>(13)</sup> たとえば、一九九六年のアーメド事件 (Ahmed v. Austria) では、ソマリア出身の難民が窃盗罪で逮捕された結果、難民資格を喪失し本国送還が決定した事案において、当人をソマリアにもし退去強制させるとすれば、拷問または非人道的な取り扱いを受ける危険に直面させることになる<sup>(14)</sup>と信ずべき理由があるので、人権条約三条の違反に当たると判示した。また、チャハル対イギリス事件 (Chahal v. UK) では、シーク教徒の分離主義活動家をイギリスからインドに国外追放することおよびそのために長期間の拘禁を続けている<sup>(15)</sup>ことが、条約三条および五条に違反すると主張された。本件では人権裁判所は、もし送還が行われた場合に拷問、非人道的取扱いを受ける危険があると信ずべき合理的な理由があるならば条約三条の違反となりうること、および長期間の拘禁が拘禁の合法性性についての司法判断を受ける権利を保障する五条四項に違反するという判断を示した。さらには、末期のAIDS患者をイギリスから医療水準の低いセントキッツ島に退去強制処分することも三条違反の問題を引き起こしうる<sup>(16)</sup>とされている。

## 2 人道上の理由による不引渡し

ソエリング事件以降のヨーロッパ人権裁判所の判例は、人種、宗教、国籍または特定の集団の構成員であることもしくは政治的意見等による迫害を受ける恐れがあること、という難民条約上の難民要件に該当しない者であっても、退去強制、追放等の結果、送還先の国において拷問、非人道的な取扱いまたは刑罰を受ける恐れがある場合には、国外追放、退去強制等が条約に反して違法となるという論理を形成した。この判例の論理は、難民法上のノン・ルフルマン原則の外延を拡張することにもなった。<sup>17)</sup>

国連の「市民的および政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)<sup>18)</sup>の実施機関である自由権規約委員会の選択議定書に基づく個人通報事案でも同様の論理が形成されていった。キンドラー (Kindler) 事件、ヌー (Nu) 事件、コックス (Cox) 事件などでは、アメリカ合衆国の死刑存置州において殺人等の犯罪を犯して、死刑廃止国であるカナダに逃亡した容疑者の引渡事案である。これらでは、カナダが死刑存置国であるアメリカに対して犯罪人を引渡した結果、死刑の適用の恐れがあることから自由権規約七条の違反になるかどうか争われた。<sup>19)</sup> 同委員会は、これらの通報に関する意見では、死刑の執行方法の如何によっては非人道的な取扱いに当たるとはいえないとして一貫した態度をとってこなかった。<sup>20)</sup> しかし、二〇〇二年のジャッジ (Judge) 対カナダ事件<sup>21)</sup>において規約人権委員会は、死刑の適用の恐れがある場合に、死刑存置国に対して犯罪人を引き渡すことは、自由権規約二条三項と併せて解釈した場合、六条一項に違反する旨の意見を採用した。これにより、自由権規約委員会とヨーロッパ人権裁判所は、ほぼ同様の立場を採ったと思われる。<sup>22)</sup>

以上のような自由権規約委員会の解釈論の展開は、ヨーロッパ人権条約の判例法と無縁とは言えない。他の人権条約の解釈への影響を通じて、ヨーロッパ人権条約の判例理論は犯罪人引渡法と人権との関連に重要な示唆を与えている。

しかしながら、二一世紀を迎えて、二〇〇一年九月一日の同時多発テロ以後、ヨーロッパ諸国もテロとの戦いの時代に対応して、テロリスト容疑者の引渡問題と直面せざるを得なかった。犯罪人引渡法の分野においても、人権よりは、迅速かつ円滑な引渡しを求めることによって、犯罪に対応する体制を築くことが目標とされるようになった。次に、テロとの戦いへの対処が課題となる中で、ヨーロッパ諸国はどのように対応してきたか見ておくこととする。その際に、ヨーロッパ評議会のレベルでの対応とヨーロッパ連合 (EU) の対応とを分けて見ていく。

### 三 テロとの戦いに対するヨーロッパ諸国の取り組み

#### 1 ヨーロッパ評議会の取り組み

##### (一) テロ防止に向けての条約化

ヨーロッパ評議会では、犯罪人引渡に関しては一九五七年の「ヨーロッパ犯罪人引渡条約」(European Convention on Extradition)があった。<sup>(23)</sup> 同条約は、一九七五年と一九七八年の二度にわたる追加議定書による補足によって、ヨーロッパ諸国間における今日までの主要な国際的取り極めとなっている。しかし、引渡しの手続や要件は厳格であり、迅速な対応には向かない。また、ヨーロッパ評議会諸国は、一九五九年に加盟国間の司法協力手続についても「刑事問題における相互協力に関するヨーロッパ条約」を採択している。<sup>(26)</sup>

ヨーロッパ諸国間では、冷戦の終焉を迎えて、従来の中・東欧および旧ソ連圏諸国からの不法移民や人身取引がらみの人の流入という問題が生じた。さらには、同時多発テロ事件以後、ヨーロッパ諸国においてもテロの脅威が現実的なものとなったため、各国においてまた諸国間において一層のテロ対策の強化が重要な課題となった。<sup>(27)</sup> その影響は、出入国管理法政策の厳格化という面で顕著に表れている。

テロ関係の条約としては、一九七七年の「テロ抑止に関するヨーロッパ条約」(European Convention on the Suppression of Terrorism/ECSF) (ETS No. 090) があった。<sup>(28)</sup> この条約は、テロ容疑者の引渡しを容易にする目的で採択されたものである。さらに、二〇〇五年五月一六日には、テロ防止のための諸国家間の協力体制の構築を強化することを目的として「テロ防止に関するヨーロッパ条約」(European Convention on the Prevention of Terrorism) を採択した。<sup>(29)</sup> 本条約は、国連のテロ関係諸条約によって禁止されている諸行為を包括的にテロ犯罪として定め、加えてテロリストの募集やテロの訓練施設設置の禁止などの国内的な措置の採択を含めてテロ対策の強化を図ることを目的としている。また、これらの犯罪については、「引き渡すかさもなくば訴追せよ」(aut dedere aut iudicare) の原則によって引渡犯罪に含ませる(一九九条) ことによって、「テロとの戦い」を強化する内容となっている。同条約では、テロ行為を政治犯罪から除外する規定(二〇条一項)を置いており、テロ犯罪が政治的動機によってまたは政治的な犯罪と牽連して行われた場合であっても、(相対的政治犯罪として) 引渡犯罪から除外することを禁止している。<sup>(30)</sup>

(2) テロとの戦いと人権に関するガイドライン

ヨーロッパ評議会の閣僚委員会は、二〇〇二年七月一日に、「テロとの戦いと人権に関するガイドライン」を採択した。<sup>31</sup> このガイドラインは、テロからの社会の防衛と基本的人権の擁護という二つの要請を調和させるために策定されたものである。ガイドラインIVでは拷問禁止の絶対性についてふれまたIIでは難民法のノンルフルマン原則を確認し死刑、拷問、又は非人道的取扱いの恐れのある場所への送還禁止を定めている。さらにガイドラインのIIIは、犯罪人引渡について次のような事項を定めている。

「XIII 犯罪人引渡

1. 犯罪人引渡は、テロとの戦いにおける実効的な国際協力のための不可欠な手続である。
  2. 死刑判決を受ける恐れのある国への犯罪人引渡は、認めることができない。被請求国は、次の場合には、十分な保証を得た場合に限り、引渡しを認めることができる。
    - (i) 引渡対象者が死刑の判決を受けないとの保証
    - (ii) そのような判決が言い渡された場合には、それが執行されないとの保証
  3. 次の事項に該当すると信ずるべき重要な理由があるときには、犯罪人引渡は認められない。
    - (i) 引渡しを求められた者が拷問または非人道的な取扱いまたは刑罰に処せられる恐れがあるとき、
    - (ii) 人種、宗教、国籍または政治的意見を理由として、またはその者の地位がその他のいかなる理由にせよ侵害を受ける恐れがあるという理由によって訴追または引渡しのための請求が行われた場合、
  4. 犯罪人引渡の対象となる者が請求国において重大な裁判拒否を受ける恐れがあるとして争っている場合には、被請求国は、引渡しを認めるか否かを決定する前に、かかる主張が十分な根拠があるかどうかにつき考慮しなければならない。」
- 本ガイドラインで注目されるのは、死刑の適用の恐れがある場合には明確にかつ一般的な文言により引渡しを禁止すべきことを明記していることである。ガイドラインの説明書では、この規則は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法から導かれるとしている。<sup>32</sup> もっとも前述のように人権裁判所のソエリング事件等の判決では、個別の事情を斟酌した上で死刑の順番待ちに直面させることが、条約三条に違反する非人道的な取扱いに当たると述べているだけで、死刑の適用の恐れがある場合における引渡禁止について明確な言葉では述べていなかった。しかし、本ガイドラ

インでは、死刑の適用の恐れがある場合における引渡禁止の趣旨は、明らかであるとしている。

4については、人権裁判所の判例において「逃亡犯罪人が請求国において公正な裁判を不当に拒否される恐れがある場合には、状況によっては引渡しの決定によって条約六条（公正な裁判の保障）に基づく問題が例外的に生じることがあることを排除しない」との文言を引用して説明されている。<sup>33)</sup>

また、一九七七年の「ヨーロッパテロ抑止条約」の五条が同様の規定を置いていることを挙げている。

以上により、ヨーロッパ評議会のテロ関係の動きと人権との関連をごく簡潔に見たが、ヨーロッパ評議会という機関が人権等の社会問題に関する地域的協力のための機関であり、また加盟国がロシアを含めて四七か国に増えている中では諸国の利害関係も複雑であるために、さほど斬新な制度改革には至っていない。<sup>34)</sup>ヨーロッパ評議会は、あくまでも社会、文化、法律などの分野における協力のための機構であるから、そこで取り得る措置は主権国家間の協力関係の構築という従来の構造を大きく変革するものではない。それに比べてヨーロッパ連合（EU）では、犯罪人引渡制度にもより強力な体制を構築している。<sup>35)</sup>

## 2 EUの取り組み—ヨーロッパ共通逮捕状制度

### (1) 制度化の過程

ヨーロッパ評議会とならんでヨーロッパの地域的機関であるヨーロッパ連合においても、時代の要請に合わせて刑事司法強力の一環として犯罪人引渡のための新たな制度構築に取り組んできた。<sup>36)</sup> EUは、ヨーロッパ人権条約の母体となるヨーロッパ評議会とは別の組織であるから、EU法上の制度についてここで言及することは議論に混乱を招く要因にもなりうる。しかし、ヨーロッパ人権条約はEU法の基本原則であると考えられている上に、EUの二七の加盟国はすべてヨーロッパ人権条約の加盟国でもある。加えてEUは、二〇〇七年一月一七日に採択された「改革条約」(Reform Treaty/リスボン条約)<sup>37)</sup>の六条二項によって、ヨーロッパ人権条約への加入を予定しているところであり、EU法とヨーロッパ人権条約とがますます接近している。またEU法は、EU加盟国の国内法に直接影響を与えるために加盟国の憲法上の人権原則にも関係してくる。いずれにしても、これらの刑事司法協力の分野においてEUがとった措置も、ヨーロッパ人権条約の規定を逸脱することはできないと考え

られる。本稿では、EUの動きについての詳細な検討を行うことが目的ではないが、以下においてヨーロッパにおける犯罪人引渡制度の重要な動きの一部として、EUの下で運用が開始されている「ヨーロッパ共通逮捕状」(European Arrest Warrant/EAW)の制度を概観しておくこととする。

同制度の誕生に至る背景には、EU諸国間でも、冷戦の終焉以後、麻薬取引、自動車窃盗、人身取引、マネーロンダリングなど越境組織犯罪に関する事項を新たな管轄事項として掲げ、続いて一九九五年に犯罪人引渡の簡易化に関する条約を、一九九六年には「ヨーロッパ連合加盟国間の犯罪人引渡条約」を採択した。<sup>(38)</sup>これらの条約は、ヨーロッパ評議会が採択したヨーロッパ犯罪人引渡条約の手續を弾力的かつ迅速に運用するためのものであって、従来の条約を補充する趣旨を有している。そのため同条約では、政治犯罪人の不引渡しの原則からテロ犯罪を除外し(五条)、自国民不引渡原則の適用範囲を限定し(七条)、また財政上の犯罪を引渡犯罪に含ませる規定(六条)を置いている。<sup>(39)</sup>

一九九九年一〇月のフィンランドのタンペレで開催されたEU首脳会議においてEU諸国は、犯罪人引渡の迅速化、簡略化を議題とした。EUでは従来の犯罪人引渡制度には手續上の障壁が大きく煩瑣で多くの時間を要していたので、これを改訂して、伝統的な犯罪人引渡ではなく、より簡略な「移送」が望ましいとした。さらに、今世紀に入って、二〇〇一年九月にアメリカで起きた同時多発テロは、EU委員会によるテロ対策のための提案に拍車をかける形となった。<sup>(40)</sup>

## (2) 共通逮捕状制度の概要

二〇〇二年六月、EU理事会は、従来の犯罪人引渡法の構造を大きく変えるヨーロッパ逮捕状枠組決定<sup>(41)</sup>を採択した。枠組決定とは、アムステルダム条約によって新たに導入されたEUの刑事司法協力分野における制度構築のためのEU法の形式である。枠組決定は、EU加盟国を拘束するが、条約のように批准を要することはない。<sup>(42)</sup>その後、二〇〇四年一月一日からは、前記の二つのEU諸国間の犯罪人引渡に関する取り極めに代わるものとして運用されることとなった(三一条)。

ヨーロッパ逮捕状枠組決定第一条は、次のように定める。

「1. ヨーロッパ逮捕状は、刑事訴追のためまたは判決の執行もしくは収容令書を執行するために、被請求者に関して加盟国が他の加盟

国による逮捕または引渡し (surrender) を目的として発給した司法決定をいう。

2. 加盟国は、相互認証を基礎としてまた枠組決定の定めにしたがって、ヨーロッパ逮捕状を執行することができる。

3. この枠組決定は、ヨーロッパ連合条約六条に定められた基本権および基本的法原則を尊重する義務を修正する効力をもたない。」

このようにEAWの基礎 (cornerstone) は、逮捕状等の司法決定の効力の「相互認証」 (mutual recognition) 制度にある (前文六)。すなわち、ある加盟国の国内裁判所が発給した逮捕状の効力が他の加盟国においても認められる制度である。

枠組決定によれば、各国の司法機関 (裁判所) が発給した決定の相互認証に基づいて、ある加盟国が発給した逮捕状が他の加盟国においても執行力を有する。このような特徴から見ればEAWは、伝統的な国家間の犯罪人引渡制度の延長線上の発展としてとらえるよりも、主権国家を越える超国家間的な組織の下における新たな犯罪人の移送制度ともいべきであろう。<sup>43</sup> 刑事司法協力と謳われているが、EAWは、刑事司法分野における加盟国の主権の一部を制約する意味をも含んでいる。そうした意味もあつてか、EAWに基づいて行われる引渡しは、伝統的国際法の用語である犯罪人引渡 (extradition) ではなく、*surrender* の言葉が用いられる。

△迅速性と簡便性▽

EAWは従来の犯罪人引渡制度と異なり、まず「迅速性」という特色がある。容疑者等の身柄の拘束が行われた後、九〇日以内にEAW発給国 (移送請求国) に向けて移送が行われることになっている。その際、本人の同意があれば一〇日以内でも可能となる。また、従来の国家間の犯罪人引渡制度では、最終的な判断は、法務大臣等の政治的決定によって行われるが、EAWでは、「簡便性」がその特徴の一つであり、そのためにEAWの下ではこのような政治的判断を待たずに刑事司法の当局によって移送が決定される。

△双罰主義の不適用と人権原則▽

EAWの対象となる犯罪行為としては、「発給する国の法律によって最大十二か月の有期刑が科せられる可能性のある犯罪」、「逮捕状発給国において四か月以上の拘禁刑判決が言い渡されているか逮捕令状が発給されている場合」が挙げられる (二条一項)。さらに、以下の三二の「重大犯罪」については、双方可罰性 (dual or double criminality) を要件としないとされている (二条二項)。<sup>44</sup> すなわち、「発給国において、最大限少なくとも三年以上の拘禁刑判決または拘留命令によって処罰可能であり、また発給国の法律によって定められているならば、枠組決定の文言の下では、当該行為の双方可罰性を検証せずに、ヨーロッパ逮捕状に従って引き渡すこととする。」と定める。それらの犯罪とは、犯罪組織への

参加、テロリズム、人身取引、児童に対する性的搾取および児童ポルノ、麻薬および向精神薬の違法取引、武器・軍需物資および爆発物の違法取引、贈賄の罪、詐欺（EUの財政的利益に影響を与えるものを含む）、犯罪による収益のロンダリング、通貨偽造、コンピューター犯罪、環境犯罪（絶滅危惧種の不法取引を含む）、不法入国および不法滞在の助長、殺人・重大な傷害罪、臓器取引、誘拐・監禁・人質強要、人種差別・外国人排撃の罪、集団または武装強盗、文化財の不法取引、自動車の不法取引、ゆすり・恐喝、ブランド品の偽造・著作権侵害（piracy）、公文書偽造、支払い手段の偽造、核または放射性物質の不法取引、強姦、放火、国際刑事裁判所の管轄権内の犯罪、航空機（船舶）の不法奪取、破壊行為（サボタージュ）などである（二条二項）。

以上の犯罪については、逮捕状の発給国とそれを受けて実際に執行する国との間で、犯罪の定義が詳密に一致しなくても引渡しが可能となる。この点で、刑法上の基本原則である罪刑法定主義などの人権保障の原理を犯す恐れがあるとして、批判を招くことにもなった。<sup>45</sup>

△自国民不引渡原則の不適用▽

自国民不引渡原則も不適用とされ、上記の三二の犯罪については、原則的には自国民であっても引き渡すこととされている。一九五七年のヨーロッパ犯罪人引渡条約では、自国民不引渡の原則が定められており、原則的に自国民は引き渡さないことになっている。限定的に相手国も同様の場合に引き渡すことを受け入れている場合にのみ、自国民を引き渡す趣旨である。

伝統的犯罪人引渡制度の下で認められてきた政治犯不引渡の原則も機能しない。

△不引渡事由▽

EAWの下で義務的不引渡事由（三条）とされているのは、恩赦（二項）、一事不再理（二項）、同一の犯罪で既に訴追、審理、処罰されている場合、時効の場合、引渡被請求国の国内法において刑事責任を問うことのできない少年に関する引渡請求の場合、などである。

また、任意的不引渡事由（四条）とされているのは、対象犯罪ではない犯罪についての引渡しの場合（一項）、およびヨーロッパ共通逮捕状の対象となっている人物が同じ行為で既に訴追されている場合（二項）である。

△枠組決定に関する司法判断▽

EAWに関する共同体裁判所の管轄権は、制限されている。先行判決、取り消し訴訟および紛争解決手続きのみが可能とされているにすぎない。先行判決手続きは、選択条項（受諾するかどうかは、加盟国の判断による）とされている。<sup>46</sup> また、枠組決定はEU法の直接効果を持たない

とされているので、私人は、国内裁判所において、枠組決定によって自己の権利が影響を受けたとしても枠組決定の有効性について争うことができない。しかし、EU加盟国はEAWの国内法化の義務を負っているため、国内法を介して間接的に個人の権利義務に影響を与えることになる。<sup>(47)</sup> その際に、基本的な人権との問題に関して国内裁判所で争い、国内裁判所を経由して先行判決手続きによって共同体裁判所に法的問題を付託することができる。

実際にベルギーの人権団体がヨーロッパ共通逮捕状制度を立法化した国内法が人権原則を犯すと主張して争った事件 (Advocaten voor de Wereld VZW v. Leden Van De Ministerraad) がある。ベルギーの裁判所 (Arbitragehof) からの先行判決の付託により、ヨーロッパ共同体裁判所の大法廷は、二〇〇七年五月三日に判決を下した。争点とされたのは、EU理事会は、EU条約三四条二項bの下で枠組決定という形でEAWを定める権限があるかどうか、また枠組決定において双罰性を部分的に廃止していることは、ヨーロッパ人権条約の原則の尊重を定めるEU条約六条二項と一致しているかの二点であった。判決は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法を援用しながら、EAWはヨーロッパ人権条約七条一項 (法律なくして処罰なし) の原則に一致しているとして、合法的であると判示した。<sup>(48)</sup> この判決の仔細を検討することは本稿の目的を超えるが、共同体裁判所は、双罰主義の適用を除外しているEAWの制度がヨーロッパ人権条約の原則との両立性に問題はないとしたことを確認しておきたい。しかし、ヨーロッパ人権条約の解釈問題について共同体裁判所の判断を最終的なものとしてよいのかどうか、若干の疑問が残るところである。EUとヨーロッパ人権条約との関係については、今後EU自体が人権条約に加入することになれば現在の状況にも変化が現れるであろう。

また、ドイツでは、自国民は外国からの要請があっても引き渡さないとのドイツ基本法の規定がEAWの立場と相容れないとして、憲法裁判所において違憲、無効とする判断が示されている。<sup>(49)</sup>

以上、簡潔に見てきたように、ヨーロッパ諸国内では、「テロとの戦い」のための国家間の協力体制が法的に整備されてきた。特にEUでは、共通逮捕状という画期的な制度を採用している点が注目される。ヨーロッパ人権裁判所は、現在の段階では、EUのといった措置について直接的な司法審査の対象とすることはできないけれども、潜在的にはEUのといった措置も人権条約上の基準に一致するよう求められているのである。

#### 四 ヨーロッパ人権裁判所の判例の検討

ここでは、「テロとの戦い」との関係で行われた犯罪人引渡ないしもしくは外国人の国外追放に係わる事案において、ヨーロッパ人権条約の規定がどのように解釈、適用されてきたかを検討する。

##### 1 Ocalan 事件<sup>(13)</sup>

△事実の概要▽

本件の申立人オジャラン (Abdullah Öcalan) は、クルド労働者党 (Workers' Party of Kurdistan/PKK) の元党首である。<sup>(13)</sup> PKKは、クルド人国家の分離独立を主張して、トルコ国内において武装闘争を行い、テロ事件を起こしてきた。<sup>(14)</sup> トルコ政府は、PKKをテロリスト団体として非合法化していた。こうした中で、トルコの裁判所は、オジャランに対してトルコの統合を破壊するために、また生命の損失を招くテロ行為を扇動し、武装強盗団を組織したことなどによって七つの逮捕状を発給し、インターポールを通じて国際指名手配の手続もとっていた。

一九九八年一〇月九日、申立人は長年住んでいたシリアから国外追放された。その後、イタリア、ギリシャなど数カ国を訪れて庇護申請をしたが、いずれも認められず、後にケニアを訪れ、ナイロビのギリシャ大使館に滞在していた。ギリシャ大使は、オランダが庇護を受け入れる可能性があると申立人に告げ、一九九九年二月一日の夜、ギリシャ大使らの先導によりナイロビ空港まで自動車まで連れて行かれた。そこでプライベートジェット機が彼を待ち受けており、搭乗したところ、トルコ官憲によって機内で逮捕され、目隠しをされたままトルコに連行された。

トルコに到着した後、イムラリ (Imrali) 刑務所に連行され頭巾を被された。一九九九年二月一六日から二三日まで警察勾留下に置かれ、治安警察官による取調を受けた。この間、申立人は弁護士による援助を受けることがあったが、自白調書が作成された。申立人のトルコの弁護士は、治安警察によって接見を妨害された。他の一六人の弁護士も一九九九年二月二三日に接見を拒否された。

一九九九年二月二三日、申立人は、アンカラの国家治安裁判所の裁判官の前に引致され、勾留命令が下された。

弁護士との初回の接見は二〇分に制限され、治安警察官と裁判官の面前で行われた。その後の申立人と弁護士との接見も治安警察員の聴取の

下で行われた。弁護士の二度目の接見の後、一週間に二度、各一時間の接見に制限された。拘留所当局は、弁護士に対して事件調書の写しを提出しなかった。国家治安裁判所が二名の治安判事の監視の下に調書の閲覧を許されたのは、一九九九年六月二日の公判開廷の時が初めてであった。六月四日になった初めて国家治安裁判所は、二名の治安判事の監視の下で弁護士に対して事件調書の閲覧を認め、ある種の文書の写しを提出された。

一九九九年六月二九日、アンカラの治安裁判所は、トルコの領域の一部を分離させるために計画的な行動を実行し、その目的のために武装強盗を組織し、指導したことにより申立人を有罪とし、死刑（刑法一二五条）を宣告した。その判決は破毀院によって支持された。

二〇〇二年八月九日の法律四七七一に基づき、トルコ国会は、平時における死刑を廃止した。二〇〇二年一月三日には、アンカラの治安裁判所は、死刑を終身刑に減刑した。

申立人は、平時にテロ犯罪によって有罪の宣告を受けた者に対して死刑を廃止する規定は無効であると主張して訴えたが、二〇〇二年一二月二七日に憲法裁判所によって棄却された。

ヨーロッパ人権裁判所において申立人側は、次の諸点を主張した。死刑の決定または執行は、条約二条、三条および一四条に違反すること。ケニアからトルコに移送されイマラリ島内に勾留されるまでの間、行き来するための交通手段をトルコ官憲は提供を拒んだので弁護士や家族は面会に行くことが著しく困難だったので、条約三条に違反する非人道的な取扱いに当たること。裁判官の前に迅速に引致されることがなかったし、勾留の合法性に異議を申し立てるために法的手段を執ることができなかったことにより、条約五条一項同三項および四項に違反する。申立人は、公正な裁判を受けることが不可能であったので条約六条一項の権利に違反する。

#### △判決要旨▽

二〇〇三年三月一二日に小法廷の判決が下され、条約五条三項および四項、六条一項、三項bおよびcおよび死刑が公正な裁判によらずに言い渡されたという点で三条に違反していると判示した。<sup>35</sup>その後、本件は申立人およびトルコ政府の双方から大法廷に付託された。

大法廷判決は、申立人が主張していた多数の点を検討して条約違反を導いた。

死刑が適用される恐れとの関連では、実際に身柄がトルコに移送された時点では存在していた。事実、当初、オジャランは死刑の宣告を受けたのである。しかし、事件当時、トルコは事実上死刑を執行していなかったし、ヨーロッパ人権裁判所において本件の判決が下される前に法律

上も死刑を廃止し、普通犯罪に対する死刑を禁止するヨーロッパ人権条約第六議定書を批准した。

また、拘禁の合法性について権限ある裁判所において審査を求める権利が侵害されたとして、五条四項の違反を認めた。また、申立人が警察により逮捕されたから裁判官の前に引致されるまで七日間も必要とされたとは認められないとして、人権条約五条三項の違反があったと認めた。弁護士による援助を受けることができなかつたこと、弁護士との接見に治安警察の係官の聴取の下でしか認められなかつたことなどにより、条約六条三項bおよびcとの関連において六条一項の違反があったとした。

申立人は、追放が偽装引渡しであると主張していた点について、判決は、本条約に認められたいずれか特定の権利を侵害しない限り、条約は逃亡犯罪人を司法の手に委ねるために、犯罪人引渡条約の枠組みにおいてまたは退去強制の問題について国家間の協力を妨げるものではないと判示した。

なお被申立国がホスト国の主権に矛盾する方法により、自国領域外において、国際法に違反する形で行動したと申立人が証明しようとしたのであるから、被申立国にはそれに反証するための挙証責任が転換するとした。

#### △検討▽

トルコとケニアとの間には犯罪人引渡条約は存在しない。本件において問題となるのは、トルコの官憲がナイロビ空港の国際ゾーンで申立人を拘束したまま、トルコに移送したことが人権条約違反を生じさせるか否かである。申立人は、空港到着時には、身柄拘束とトルコへの引渡しを予期しておらず、突然の身柄拘束であったことからみて、国際司法共助による通常の形の犯罪人引渡とは異なる。ケニア外務当局も申立人の身柄移送には何らの関与もしていないと主張しているが、ある種の偽装引渡しの例であろう。

従来の判例でも偽装引渡しの事件でこれを違法としたものがあつた。ボザノ (Bozano) 対フランス事件では、<sup>56)</sup> 申立人ボザノは、誘拐殺人などの容疑によりイタリアの裁判所で被告人不在のまま終身刑の判決を下されていたところ、後にフランス警察により身柄が確保された。イタリア当局からフランスに対して犯罪人引渡要請がなされたが、フランスの裁判所は、欠席裁判による有罪判決を「公序」(ordre public) 違反であるとして認めなかつた。その決定が出されるや否や、フランス警察はボザノの身柄をスイスに向けて国外追放させたところ、スイスにおいて犯罪人引渡手続がとられ、その後、イタリアに送られ逮捕された。そこでボザノは、以上のようなフランスによる国外追放とその後の逮捕は、ヨーロッパ人権条約五条一項fに定められた規定(退去強制または犯罪人引渡のために手続がとられている人の合法的な逮捕若しくは抑留)

に違反しているとして人権裁判所で争った。人権裁判所は、本件が偽装引渡しにあたり、そのような引渡しは、人権条約五条一項fに違反すると判示した。

オジャラン事件では、トルコの官憲が直接的にケニアの領域において申立人の身柄拘束に関与したかまたはケニアが自国領域内でのトルコ官憲の行動を黙認していたかが確認されるならば、トルコ官憲の行為は、ケニアの主権を侵害していたとも思われる。ケニアの黙認の下で身柄拘束が行われたとするならば、ケニアの行為（拉致の補助？）が問題となりうる。仮にそうだとすれば、申立人側は、ケニアでの身柄拘束が違法なものと主張して、原状回復の権利を主張することができらるだろう。しかし、ケニアは、人権条約の締約国ではないため、判決ではケニアの行為については何ら問題とされていない。<sup>(57)</sup>ボザノ事件ではフランスがヨーロッパ人権条約の締約国であったので、五条一項fの違反を導くことができたけれども、人権裁判所は、ケニアの人権条約違反を問題とすることできないと考えたものと思われる。<sup>(58)</sup>

判決が死刑の適用のおそれを理由に三条違反の認定をしなかった背景には、死刑廃止に向けた法改正の動きを配慮したものと思われる。

## 2 Mamatkulov対トルコ事件

△事実の概要▽

申立人二名は、ウズベキスタンの野党のメンバーであり、二名とも、ウズベキスタン内において爆弾テロによる殺人および傷害の容疑並びにウズベキスタン共和国大統領領に対してテロを共謀した容疑が問われていた。<sup>(60)</sup>第一申立人であるルスタム・ママトク洛夫 (Rustam Mamatkulov) は、イスタンブールのアタチュルク空港において偽造旅券を所持して入国しようとしたところをトルコ入管当局に身柄を拘束された。第二の申立人であるザイニディン・アスカロフは (Zainiddin Askurov)、一九九八年二月一三日にやはり偽造旅券を用いてトルコ国内に潜伏していたところを、第一の申立人の逮捕日から二日後に逮捕された。その後、ウズベキスタンは、トルコとの二国間条約に従って両名を犯罪人として引き渡すように請求した。<sup>(61)</sup>

犯罪人引渡手続は、トルコ刑事裁判所のトルコ人判事によって行われていた。問われていた罪は、普通犯罪であり、犯罪人引渡手続期間中の申立人らの拘禁許可状が下された。申立人らは、犯罪は政治的性質のものであり、ウズベキスタンの政治的反対派は、当局によって逮捕される

と監獄内で拷問を受けると主張し、またいずれの申立人も事件の起こった時にはウズベキスタンには居なかったとアリバイを主張した。トルコの裁判所は彼らの申立を棄却した。

申立人らの弁護士は、ヨーロッパ人権裁判所に申立を行った。人権裁判所は、申立人らをウズベキスタンに引き渡さないことが、申立人双方および五日後に予定されていた人権裁判所の審理手続の公正な運用のために利益となるとみなされたので、人権裁判所手続規則の三九条に従ってトルコ政府に対して引渡しを停止を求める仮保全措置命令を決定した。<sup>⑧</sup>しかし、その翌日、トルコ政府は、申立人らの犯罪人引渡手続を発給した。申立人らは、その後八日の間はウズベキスタン当局に引き渡されなかったが、その時までに人権裁判所は会合を開いて、後日措置をとるまでの間、仮保全措置を延長すると決定した。

しかし、ウズベキスタンに申立人らは引き渡され、最高裁判所は、申立人両名を有罪と認めて、それぞれ二〇年と一年の拘禁刑とする旨判示した。ウズベキスタンの刑法上では二〇年は最高刑である。

申立人らは、人権裁判所への最初の申立において、条約二条、三条、六条および裁判所規則の三九条の違反を主張していた。小法廷は二〇〇三年二月六日の判決によって、第一の申立人については、以前の判例法を覆して、トルコが規則裁判所三九条（仮保全措置）に従わないことによって、（個人の人権裁判所に対する申立権を承認している）条約三四条に違反すると認定した（六対一）。ただし、条約三条および六条の違反は存在しないと全会一致で認めた。トルコ政府は、本件を大法廷に付託するように求めたので、大法廷は二〇〇五年二月四日に判決を下した。

#### △大法廷判決▽

##### ・二条および三条

大法廷は、条約二条と三条違反の主張を併合して審査した。申立人らの弁護士は、犯罪人引渡が行われた後には、申立人らと連絡をすることが出来ず、トルコおよびウズベキスタン双方からも申立人との連絡確保の要請に対して応えがなかった。彼らは、多数の国際的人権団体の報告書に言及して、ウズベキスタン内における被拘禁者の状態は、受け入れられずまた被拘禁者が常態的に拷問を受けていると主張した。また、申立人は、自己の選任する弁護士による法的援助を受ける権利を否定されたままウズベキスタン当局に対して（トルコでの犯罪人引渡手続におけるのと）同様の起訴事実を認めたことは、彼らが犯していない犯罪を自白するよう拷問と非人道的な取扱いを受けていたことを証明していると主張した。

トルコ政府は、犯罪人引渡手続が条約三条違反に至るためには、非人道的な取扱いおよび拷問が加えられたことが明らかであり、かかる取扱いが行われたと信ずるために十分な証拠が存在しなければならないと主張した。ウズベキスタン当局によって与えられた保証は、国連拷問禁止条約に基づくウズベキスタン共和国の義務を再確認するものであり、申立人らが拷問または非人道的な取扱いを受けることはないこと、彼らの財産が没収されることはないことを述べていた。彼らはまた申立人らの裁判は、トルコ政府およびその他の諸国の大使館員らを含めて八〇人以上が出席して行われたこと、また申立人らは裁判の前または後に非人道的な取扱いを受けたことはないと言っていたと主張した。

人権裁判所は、ソエリング対イギリス事件の判決を繰り返して、条約三条に反する取扱いの実際の危険に人が直面する実質的な理由が証明されるならば、締約国の責任が生じるとした。裁判所は、有責性の評価は提出された資料に鑑みて、またトルコが犯罪人引渡が行われた時点において知っていた事実に基づいて行われるとして、申立人らの健康状態は良好であるという監獄医務官の提供した証明書と、ウズベキスタンの一般状況を記述する証拠とを審査した。Human Rights WatchやAIREセンターなどの第三者が提出した報告書（これには申立人らに拷問が行われた様子はないと記されていた）が、申立人らと共犯として起訴されていた近親者が拷問を受け、またその他の同様の政治犯がウズベキスタンの監獄内で非人道的処遇の結果死亡していること、またウズベキスタン政府が与えた保証は、ウズベキスタン共和国内における治安部隊に対する司法当局の監視が存在しない状況を鑑みるならば信頼できないことを示していた。以上の諸点を考慮して、申立人らが拷問またはその他の非人道的、品位を傷つける取扱いを受けるといふ実際の危険は証明されなかったため、三条の違反はないとされた（一四対三）。

#### ・ 六条一項

申立人は、六条一項に定める「公正な裁判を受ける権利」が次の点で侵害されたと主張した。

第一に、トルコにおける犯罪人引渡手続においては、事件との関連資料を照会することが許されず、また起訴理由についての主張を提出することができなかったことは、六条一項に違反している。

第二に、ウズベキスタンの刑事訴訟手続においては、公正な裁判を受ける可能性がないので、六条一項が域外において侵害されると主張した。また、申立人らが死刑を宣告され、実際に処刑される恐れに直面していると主張した。申立人らは、裁判を待つ間、外部との連絡を遮断されていたし、弁護人を選任する機会が与えられなかった。有罪の論拠となった自白は、拷問の下で得られたものである。司法機関は、行政機関から独立していないなどと主張した。トルコ政府は、申立人らの引渡しは、六条一項の下での国家の責任を生じさせないと主張した。

大法廷は、裁判が開始するまでの間、暗室拘禁下に置かれたという主張および訴追担当の検察官によって指名された弁護士を指定されたという主張を支持する第三者の提出した情報を審査した後に、ソエリング対イギリス事件判決を詳細に検討した。そして、裁判拒否の悪質な危険性は、当該人物を引き渡したときに、締約国が知っていたかまたは知っていたはずの事実により、および仮保全措置の決定が行われた時点で評価されるべきであるとした。申立人らが引渡先の国で公正な裁判を受けるかどうかという点につき、その時点で疑問があったかもしれないが、裁判における不規則性が生じる可能性が悪質な裁判拒否を構成することを証明するほどには十分な証拠は存在しなかった。したがって、六条の違反はない（一三対四）<sup>65</sup>。

・条約三四条

申立人は、（仮保全措置に反して）犯罪人として引き渡された結果、条約三条違反の申し立てを根拠づけるために調査を行い、証拠を獲得することができなくなったので、条約三四条に基づく個人申立権に違反すると主張した。トルコ政府は、クルス・ヴァラス（Cruz Yaras）対スウェーデン事件に依拠して、三条とは別に三四条に関わる問題は生ぜず、また締約国は、そのような指示に応じるべき法的義務を負わないと主張した。また締約国は、仮保全措置を指示する文書の文言は、拘束力を伴うような意思の明示はなく、また条約上、人権裁判所にはそのような拘束力のある措置を命令する権限はないと主張した。

三四条の違反を審議する前に、裁判所は、三条および六条に違反しないという認定と個人請求権の違反とは関連するとした。裁判所は、国際法律家委員会からの法廷助言者としての意見を審査した。それによれば、仮保全措置は、条約システムと三四条の従来の解釈に基づいて、仮保全措置の背景と文脈に依拠して、国際法上の拘束力があるとの意見を表明していた。規約人権委員会、拷問禁止委員会、米州人権委員会および国際司法裁判所の判例に照らして、国際的な視点から考慮されなければならない。申立人の代理人が申立人らと接触しようとしたが功を奏さなかったこと、ストラスブールでの審理期間中には武器の平等が存在しなければならないことに照らして、裁判所は、規則三九条の違反は、三条の後の違反をいっそう悪化させるものとみなしうるし、また条約三四条に基づく権利を侵害すると考える。よって裁判所は、仮保全措置の指示に応諾すれば、疑う余地もなく申立人らが当法廷において自らの主張を述べるに当たって助けとなるであろうと判示した。結論としては次のように述べる。

「当法廷は、条約三四条の結果、締約国は個人の申立権の実効的な行使を阻害するような作為または不作為を慎むことを約束していること

を繰り返して述べる。締約国が仮保全措置に従わないのは、申立人の請求を裁判所が実効的に審査することを妨げるものであり、従って条約三四条の侵害であると考ええる。

当法廷は、提出された証拠に鑑みて、裁判所規則三九条に定める仮保全措置への不承諾によってトルコは、条約三四条に基づく義務に違反したと結論づける。」(一四対三)<sup>(65)</sup>

△検討▽

本件判決は、仮保全措置の法的拘束力を認めた、この点でヨーロッパ人権裁判所の従来の判例法を変更して新たな判断を示したものである。<sup>(67)</sup>かつての判例では、クルス・ヴァラス対スウェーデン事件がある。<sup>(68)</sup>本件では、チリに申立人を送還しないことを仮保全措置によりスウェーデン政府に要請したが、同政府はこれに応じなかったにもかかわらず、スウェーデン政府の対応は条約義務に違反せず、したがって個人申立権を定めた(旧)二五条にも違反しないと結論づけていた(一〇対九)。

本件判決は、国際司法裁判所のラグラン事件判決等にも見られるように仮保全措置の法的拘束力を認めようとする最近の国際(人権)法の発展傾向と軌を一にしているものといえよう。<sup>(69)</sup>仮保全措置の拘束力については、自由権規約委員会も手続規則八六条に定める仮保全措置命令の違反は、選択議定書に基づく国の義務違反に当たるとした。<sup>(71)</sup>

規則三九条の無視は、条約三四条の個人申立権の実効的な行使を侵害するという大法廷の決定は、人権裁判所の任務は、毀損されてはならないという明確な意見表明である。<sup>(70)</sup>

三名の裁判官は、多数意見に異議を唱えていた。すなわち、仮保全措置の法的拘束力は、ウィーン条約法条約の条約解釈原理に従うかぎり、ヨーロッパ人権条約上の解釈としても、また一般国際法上の規則としても導くことはできない。ヨーロッパ人権裁判所の判例法からもそのような結論を導くことはできない。したがって、多数意見の立場は、司法決定というよりは立法行為であり、条約には定められていない新たな義務を締約国に課すことはできない。<sup>(72)</sup>このような反論にもかかわらず、人権裁判所の仮保全措置の効力に関する解釈は、この一か月後のサマーエフ他の事件の大法廷判決でも踏襲された。

### 3 Shamayev他二人対グルジアおよびロシア事件

#### △事実の概要▽

本件は、チェチェン紛争を背景としてグルジアからロシアに引き渡されたゲリラグループの容疑者の弁護士から付託された事件である。<sup>73</sup> 事実の発端は、二〇〇二年八月二日と五日の間に、武装した一三名のゲリラ集団がロシアとグルジアの間の某国境検問所に到着し、武器を捨ててグルジア側に投降したときに始まる。<sup>74</sup> 何人かの者は負傷していたが、治療を必要としない者は、一時的に拘束され、武器の密輸および不法入国の容疑で逮捕された。その後、申立人らは、ヘリコプターでグルジアの首都トビリシに移送され、拘禁された。

八月六日、ロシアの司法当局の係官 (Prosecutor-General) がトビリシに到着して、拘禁中の者は七月二十七日にチェチェン内をパトロール中のロシア軍を攻撃した武装集団に属していると主張して、犯罪人として引き渡すように求めた。グルジア当局は、当該請求は一九九三年の「民事、婚姻関係および刑事事件に関する法律援助および法律関係に関するミンスク条約」または「ヨーロッパ犯罪人引渡条約」のいずれかによって求められる書式を欠いているという理由により、これを拒否した。八月八日、ロシアは、公務員を負傷させようとしたこと、違法な武装グループを組織した罪およびロシア領から違法に出国した罪などにより彼らを正式に起訴した。八月十九日、ロシアは、シャマーエフと二人の同志らの犯罪人引渡請求を公式に行った。さらに一〇月二日、ロシアは申立人らに対して死刑を科さないという保証を与えた。<sup>75</sup> 以上のような経緯の後、グルジア側は、犯罪の重大性に鑑みて、シャマーエフ他の四人をロシアに引き渡すことにした。

一〇月四日の午後、ヨーロッパ人権裁判所は、申立人の弁護士から彼らをロシアに引き渡さないように求める手続規則三九条に基づく仮保全措置の請求を受け取った。人権裁判所は、同日午後六時三〇分に仮保全措置命令をロシア当局に伝えた。しかし、グルジアの当局と接触するとは困難であったが、七時四五分に携帯電話によって副司法大臣と話すことができたので、口頭により正式の通達と見なすことが了解された。しかし、時既に遅く、七時一〇分にグループの五人は、トビリシ空港でロシア当局に引き渡された。

他の八人に関する仮保全措置は、グルジア側が引渡被請求人に対する処遇についてのロシア側の保障が十分であると認めるまで、その後一ヶ月間有効とされた。その後数ヶ月にわたる拘禁中に、八人中二人はグルジア国籍を有していたのでロシアには引き渡されないとされた。一人は難民の地位が認められたので、引き渡されず、他の一人は、庇護申請は却下されたが、訴えの結果を待つまでの間グルジアに残留することが認

められた。他の二人はいかなる罪によっても無罪であるとされたために釈放された（ただし、彼らはトビリシの街を散歩中に姿を消してしまい、後にロシアで拘禁されていることが分かった）。

人権裁判所は、人権条約三八条一項の下で締約国と協力する権利を行使して、本件の事実を調査し、事態をよりよく理解するために両国に現地調査の実施を許可するように求めた。その結果、二〇〇四年の二月にグルジアでの調査が実施された。しかし、ロシア側は、事件は国内裁判所において繫属中であるとの理由で事実調査への協力を拒否した。その結果、ヨーロッパ人権裁判所は、原告との連絡をとることができず、現地調査も行われなかった。

#### △判決要旨▽

二〇〇五年四月一二日の第二小法廷の判決では、多くの手続的な重要ポイントを審議し、最終的にグルジアとロシアによる二条、三条、一三条および三四条について人権条約違反を認めた。

#### ①ロシアの先決的抗弁の主張に関する判断

ロシアは先決的抗弁として、申立人が弁護士に対して人権裁判所に事件を付託するように依頼した文書が適式であるかどうかを争った。それに答えて判決は、管轄権に関する決定については「管轄に関する管轄権」を維持していることを明確な言葉で確認した。確立した判例法を引用して、受理可能性の規則は、「一定程度詳密にしてかつ過度の形式主義に陥らないように」解釈されるべきであるとし、文書上の手続的な不足点はその有効性を損なうものではない、と繰り返し続けた。判決は、さらに申立人は自らの過失によることなしに、両国の当局によって「特別に損害を受けやすい立場」に置かれたのであり、その結果、いずれの手続上の問題点も「関係者の責めに帰すべきものではなく、極度の緊急状態が存在した結果生じたものである」と認めた。<sup>76</sup>

#### ②ロシアによる現地調査の拒否と個人申立権の侵害

ロシアが、裁判所の現地調査を拒否したことによって自国内に拘禁されている申立人らに対するアクセスが不可能とされたために、裁判所は、ロシアの手続的な異議申立の有効性を決定する機会を奪われた。裁判所は、ロシア側の協力の欠如によって潜在的な申立人たちに対して当裁判所における訴訟の繫属を求める権利を拒否することを認めるものではない。もしそうでなければ、本裁判所の保護は、「具体的かつ実効的」ではなく「理論上かつ架空の」ものとなってしまふ。ロシアが国内的救済が尽くされた後に初めて人権裁判所に事件を付託することがで

きるといふ補完性の原則を主張していた点については、本件申立は、ロシアにおいて繫属中の刑事訴追についてではなく、犯罪人引渡手続を問題としていたことに留意しなければならないとした。<sup>17)</sup> こうした文脈においては、現地調査は、本裁判所が、当該国内機関の行為に関して制限を課することなく、人権条約が十分に実施されたかどうかを決定するに当たって、一つの手続上の手段であった。

判決は、ロシアの協力拒否は、本件の効果的な審査を妨害したと認定した。特に、ロシア国内での調査の拒否、裁判所が尋問しようとした申立人へのアクセスの拒否、裁判所が訪れようとした施設へのアクセス拒否などは、結果的に、人権裁判所の調査権を定めた条約三八条の違反に当たるとした。裁判所はまた、ロシア当局は、申立人が裁判所に事件を付託する権利を「深刻かつ実質的に」妨げたことによって、人権裁判所に対する個人の申立権を定める条約三四条にも違反したと認定した。

### ③ 仮保全措置の違反

小法廷は、当初行われたロシア当局への五人の引渡しを行うに当たってグルジアは当日事前に発給された仮保全措置（それは現状維持を命じたものであった）に違反したと認定した。仮保全措置は、「申立を効果的に審査するためだけでなく、申立人に対して条約が付与する保護の実効性を確保し、かつ究極的には閣僚委員会が判決の執行を監督することを可能とするため」に発布されたものである。こうした観点からみて、「仮保全措置は、条約に基づいて提起された申立の本案に関わりを有して」おり、またそのようなものとして「条約三四条に基づく権利の実効的な行使を妨げてはならない締約国の義務に違反する。」<sup>18)</sup>

### ④ 条約二条および三条の違反について

申立人はグルジアが五人の申立人のロシアへの引渡しを許可したことによって条約三条に違反したと主張していた。ロシアに引き渡された場合、彼らは拷問または死刑を含めて「非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰」に処せられる可能性がある。裁判所は、死刑そのものが非人道的または品位を傷つけるかどうかを検討するものではないと断定的に述べた。その代わりに、裁判所は、死刑が宣告されまたは適用される状況に関心を有しているのである。つまり、それは、非人道的または品位を傷つける取扱いの限界を超えることが無いように、本人の属性（年齢を含む）、犯罪との不均衡性、死刑の順番待ち現象、または関係国の死刑に対する一般的な対応などである。さらに裁判所は「今日、諸国はテロリストの暴力から住民を保護するために大きな困難に遭遇していることを十分に意識している」という点を「明確に強調して繰り返している」が、「条約は、申立人の行為が何であれ、条約三条に違反するに等しい取扱いを絶対的な文言により禁止している」とした。実際に、

裁判所は、「条約二条および三条は、いかなる制限も定めておらず、また国民の生活を脅かす公の危険の時でさえも一五条に従って免脱措置に服さない」と続けて述べた。<sup>(79)</sup>

判決は、以上の原則を本件に適用して、グルジアがチェチェン地方に固有の緊急状態を十分に知りつつ行動したことを認めた上で、虐待の「合理的な危険」を認知していたと認めた。そのことは、「引き渡された者たちによって主観的には十分かつ明確に理解されていた」<sup>(80)</sup>。したがって、グルジアは、五人を引き渡す前に保証を求めたのである。その点では条約違反は認められない<sup>(81)</sup>。しかし、それにもかかわらず、その後ロシアは、当法廷または弁護士による拘禁中の者へのアクセスを拒否した点に鑑みて、裁判所は繫属中の犯罪人引渡手続の予想される結果を審査することは不適当であるが、ただし今後、引渡しが行われたとするならば、条約三条に違反する結果となるとした。

その分析において、判決は、三条の絶対的性質を考慮に入れた。すなわち「同条は、ヨーロッパ評議会を構成する民主的社會の根本的な価値の一つを保護することにあるという事実」を確認した。<sup>(82)</sup> ロシアは、次のようなチェチェン紛争の国際監視をすべて拒否した。ヨーロッパ拷問禁止委員会の批判的な報告書、ヨーロッパ評議会の議員総会によって確認された人権のための国際ヘルシンキ連盟の報告書、ヨーロッパ人権裁判所に事件を付託しようとしたチェチェン人を訴追しかつ殺害するような「重大な警告に値する新たな現象」などである。

また判決は、犯罪人引渡を実施する際にグルジア当局がとった手続を厳しく批判した。ヨーロッパ人権条約は庇護権を保障していないことを認めながらも、裁判所は「他の国への引渡しがいっとなされるのか、またなされるのかどうか知ることなく、「絶望的なパニック状態に置くこと」を認めるようなことは「想像できない」とした。<sup>(83)</sup> 手続的な保障の欠落、自らが引き渡されるのかどうか運命を拘禁中の者に知らさないこと、彼らが経験した不安と不安定な状態などは、非人道的かつ品位を傷つける取扱いであって、グルジアによる条約三条上の問題を生じさせると判示した。<sup>(84)</sup>

#### ⑤条約五条違反について

小法廷判決は、また引渡しの対象となる者の拘禁が条約五条が保障する身体の自由と安全に一致しているかどうかを検討した。彼らの拘禁は五条一項における例外に該当するものと厳密には認められるけれども、五条二項と三項の基本的な手続上の保護を欠いていると判断した。<sup>(85)</sup> 判決によれば、条約五条一項は、「恣意性」に対して最低限の保障を定めている。特に、「逮捕された者はすべて、自己の身体の自由の剥奪が行われた理由を知らされなければならない。」この本来的に基本的な性質は、五条四項に従って、裁判所において拘禁の合法性を争うことができるよう

に、理解する言語でその者に対して拘禁の法的小よび事実上の理由を説明する義務がある。そのような情報は、すなわち個々の事件の事情を考慮した上で「十分に早い段階」に、「迅速に」知らされなければならない。犯罪人引渡の文脈では、そのような通告は、犯罪人引渡の対象となる者とその代理人が引渡手続書類を利用する権利を保障することによって初めて達成することができる。少なくとも、そのような情報がなければ、彼らの権利は架空のものとなってしまおうとした。

△検 討▽

本件判決は、本件の審理を開始しようとする段階で、自らの職権を行使して仮保全措置の命令や現地調査の受入要請などとりうる手続法上のあらゆる措置を援用したことは、特記されるべきであろう。<sup>(86)</sup>

① 仮保全措置の拘束力

本件判決では、裁判所は、ゲルジア当局が裁判所の仮保全措置決定があつたにもかかわらず五人の申立人を引き渡した点について条約三四条の違反があつたと結論づけた。いったん引き渡されてしまえば、彼らは代理人との接触もなく、隔離された状態で拘束されることになる。裁判所の前での訴訟手続期間中に申立権を実効的に行使するには不可欠な武器の平等の原則は、侵害され、その結果、申立人が請願権を行使することは重大な支障を被つた。このような事情においては、仮保全措置の拘束力を認め、人権侵害を発生させないことが条約上の実施期間としての役割であることを判決は強調している。

② 現地調査の実施の拒否と個人申立権の侵害

判決は、引き渡された申立人からのたつた数通の手紙による連絡だけでは、ロシアに対する申立の本案の審議を完了する立場にはないので、ロシアでの現地調査が必要であると決定したが、これを実施することができなかった。証拠の収集はこうして妨害された。現地調査を阻止しかつ本件の事実の確認を妨げたことよつてロシア政府は、三八条一項 a に基づく義務を無視した。ことのほか、判決は結局現地調査団がキャンセルされたことよつて被つた費用をヨーロッパ評議会に対して返却するようにロシアに命じさせもした。

判決は、この議論を次のように一層展開した。ロシアは、三四条に基づく約束に加えて、二〇〇二年一月一九日に裁判所と交わした約束に応じる義務を有していた。それには、すべての申立人が裁判所へのアクセスを妨害されないよう確保するための約束を含んでいた。しかし、裁判所の要請にも関わらず申立人の代理人は、申立人と面会することができなかつたし、さらに裁判所は彼らと面会することも拒否された。した

がって、裁判所は引き渡された申立人らが妨害されずに連絡をとる自由について重大な疑義を抱く理由があった。したがって、ゲルジアに対する申立人らの請求を実効的に審査することは、ロシア政府の行為によって重大な影響を受けることになった。そのような結論はママトクロフ対トルコ事件における裁判所の判断を一層、拡大するものである。というのは、三四条と三八条とが並行的に審査されることになり、三八条の違反は当然に三四条の違反を結果につながるのである。

③ 犯罪人引渡手続の合法性判断に際して人権条約上の権利を援用できるか

長年、人権裁判所は人権条約六条一項に定められた「民事上の権利または刑事上の罪」に関する審査を制限的に解釈してきた。外国人の出入国、居住、追放に関する問題は、公法的性質の問題であって、個人の人權の問題への介入であるとは考えられなかった。ヨーロッパ人権条約上認められる個人の権利としてのアプローチは、「不正規に入国するのを防ぐための人の合法的な逮捕若しくは拘禁または退去強制若しくは犯罪人引渡しのための手続がとられている人の合法的な逮捕または拘禁」を認める五条一項fにだけ認められてきた。それ以外は、犯罪人引渡手続は、一九五七年のヨーロッパ犯罪人引渡条約（一九七五年の追加議定書および一九七八年の第二追加議定書により修正）により規定されている。この条約では、伝統的な国家中心的、公法的なアプローチでは、厳密な双務的な制限以外には、個人の権利への考慮は払われていない。（例えば、政治犯不引渡の原則など）

しかしながら、徐々にだが確実に状況は変わってきた。判決は、一連の判例法において拘禁事件において条約五条に定められた、事件調書、弁護士および通訳に対するアクセスの権利および迅速な手続および上訴の権利が適用されるとしている。人権条約を「生きた文書」(living instrument)として扱うことによって、裁判所は、犯罪人引渡条約に定められた国家間の手続との関連において個人の人權のための実際的かつ実効的な保護を試みている。もつとも、裁判所は、犯罪人引渡条約に違反しているか否かの問題や犯罪人引渡の条件など、国家主権の発現が肯定されている問題を審査の対象とする訳ではない。

判決は、犯罪人引渡手続だけでなく、引渡しの対象となった者が請求国の手中におかれるようになった後の事態まで含めて引渡法システムの全体を検討した。裁判所は、このような解釈を試みるに際して、犯罪人引渡条約に定められた手続が適切に適用されたかどうかを審査し、人權の総合的な保障システムを条約テキストの中に読み込むことを試みた。判決は、犯罪人引渡手続を専ら検討して、引渡しの対象となる者の拘禁は、条約五条の最小限の保障に照らして検討されなければならない、としたのである。さらに判決は、これらの保障の文言に表面的に従ってい

たととしても、その精神は侵害されていることを認めた。「恣意的拘禁に対する最小限の保障」として、すべての被拘禁者は、身体の自由を奪われた理由を告げられなければならない。(パラ四一三三)。しかし、そうした情報の提供が目的そのものではなく、被拘禁者が裁判所において拘禁の合法性に異議を申し立てることを可能とさせる手段である。したがって、五条二項の告知義務は、時間的要素(「迅速に」つまり「十分かつ実質的に早い段階で」と透明性の要素(事件の調書へのアクセス(パラ四二七))と通訳および弁護士の援助を受ける権利)を含むと解釈した。

判決は、一歩進めて、司法的審査に対するこの権利をより広範な文脈で検討した。拘禁に関する特別の規定として犯罪人引渡の過程を意義づけることによって、換言すれば、Maria Gavouneliも指摘するように各国の刑事司法管轄権という排他的な範囲から「ヨーロッパの公序」へと移動させることによって、裁判所は、人権条約五条四項の手続的な保障と一三条の実効的救済に対する権利とを結びつけたと評価することもできる。さらに、犯罪人引渡行為を条約二条と三条の生命権と拷問の禁止という基準に服させることによって、手続的な問題から実体法上の問題へと全体を昇格させたともいえよう。

#### 4 Saadi対イタリア事件<sup>47)</sup>

△事実の概要▽

サヂ (Saadi) 対イタリア事件の申立人であるサヂは、チュニジア国民であり、事件当時はイタリアのミラノに住んでいた。申立人は、イタリア国内の居住許可証の公布を受けており、それは二〇〇二年一〇月まで有効とされていた。二〇〇二年一〇月、申立人は、国際テロリズムに関与した容疑により逮捕され、勾留された。申立人はイタリア以外の国において、テロを誘発させる目的で爆発物による破壊行為も含めてテロ活動の実行を共謀した容疑の他、公文書偽造と盗品の授受などの罪を問われていた。

二〇〇五年五月九日、ミラノの巡回裁判所は、国際テロリズム犯罪ではなく、公文書偽造、盗品(贓物)授受を共謀した罪によって申立人を有罪とした。

他方、二〇〇五年五月一日、チュニスの軍事法廷は、申立人の欠席のまま、平時に外国で活動するテロ組織の構成員であることおよびテロを扇動した罪より二〇〇年の拘禁刑を言い渡した。

サヂは、二〇〇六年八月四日に釈放され、八月八日に内務大臣は、国際テロリズムと戦うための緊急措置に関する三〇〇五年七月一七日の法律の規定に従って、チュニジアに向けてサヂを追放する決定を下した。内務大臣は、申立人がイタリア国内および外国においてイスラム原理主義の組織に属する人物を物的、経済的に支援するための組織内で「積極的な役割」を果たしていたことは事件調書から明らかであるとの見解を表明した。

サヂは、政治的庇護の申請を行ったが、二〇〇六年九月一四日に棄却された。同日、同人はヨーロッパ人権裁判所に申立を提出した。裁判所規則三九条に従って、裁判所は、イタリア政府に対して今後の通告があるまでの間、国外追放をしないように求めた。

二〇〇六年一〇月七日で退去強制のための拘禁が許可されている期間は終了したために、同日サヂは釈放された。しかし、今度は、イタリアに来る前に居住していたフランスに対しての新たな国外追放命令が発給された。サヂは居住許可と難民申請を行ったが、成功しなかった。一月三日には、新たにフランスに向けての国外追放は不可能であることが明らかになったので、サヂは釈放された。

二〇〇七年五月二九日、チュニスのイタリア大使館は、申立人に関するチュニジア国内裁判所の有罪判決書の写しを提供するように求めるとともに、仮にチュニジアに申立人が追放されたとしても、人権条約三条に違反する取扱いを受けることはなく、また彼の再審を可能とし、公正な裁判を受けるであろうとの保証を求めた。チュニジアの外務大臣は、二〇〇七年七月にイタリア大使館に対して二度の口上書を送り、「いったんその身元が確認されるならば、外国で拘禁されているチュニジア国民のチュニジアへの移送を受け入れる」こと「チュニジアの法律は、被拘禁者の権利を保障しており、関連する国際条約および協定に従うであろう」回答した。

右のような状況において申立人は、チュニジアへの追放は条約三条に違反するとして人権裁判所に申し立てた。

人権裁判所の小法廷は、条約三〇条<sup>(8)</sup>に従って自らの管轄権を大法廷に移管することとした。

△判決要旨▽

テロの危険性を過小評価することはできず、国家は、テロリストの暴力から社会を防衛する際に重大な困難に遭遇していることが認められるとしたが、条約三条の絶対性を疑問視することはできないとした。

英国政府は法廷関係者として、送還先が人権条約締約国ではない国の場合には人権条約上の基準を適用して、送還先の国における人権侵害の恐れを理由として送還を禁止することは適当ではないとの趣旨の意見を述べた。

しかし判決は、人が非人道的取り扱いに服す危険性と送還されない場合に社会に対して申立人が与える危険とを比較考量することはできないと考えるところとして次に判示した。「条約三条による保護は絶対的であるから、同条は、いずれの者も送還先の国家においてかかる取扱いに服する危険に遭遇する危険がある場合には、引渡または追放してはならない義務を課している。したがって、条約三条によって国家が負う責任を決定するために、虐待による危険と追放の理由とを比較考量することはできないというチャハル判決において述べられた原則を再確認しなければならぬ。その点で、本人の行為が、いかに有害で危険であるとしても、三条によって与えられる保護は、難民の地位に関する条約三二条、三三条により付与されるものよりも広範であるから、これを考慮にいれることはできない。さらに、この結論は、人権とテロとの戦いに関するヨーロッパ評議会の閣僚委員会のガイドラインのIVとXIIにも一致している。」<sup>88)</sup>

個人が国家の安全に対する脅威となる場合には、かかる危険が確実な証拠によって証明されなければならないという主張に関しては、判決は、そうしたアプローチは、条約三条の絶対性と両立しないと考えるとした。強制的な国外追放が条約違反となるためには、申立人が送還先の国において非人道的な取り扱いを受けるであろうという危険があると信ずるべき十分な理由が証明されることが必要であることを再確認する。

判決は、チュニジア国内の混乱した状況を記述したアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書に触れた。<sup>89)</sup> それによれば二〇〇三年のテロ防止法に基づいて罪を問われた者に対しては拷問が多く例で常用されていることに言及しており、その内容は、アメリカ国務省の国別人権報告でも確認されている。<sup>90)</sup> そうした慣行は、警察勾留中の人に対して加えられており、殴打、電気ショック、両手を後ろ手に縛って天井からロープで吊す行為、強姦の強迫、頭部を水中に浸ける行為、火の付いた煙草を押しつけるなどである。拷問、非人道的な取り扱いの訴えは、チュニジアの官憲によって捜査の対象とされない。

外交上の保証の果たす意味については、国際人権NGOなどから批判的な意見が公にされていた。<sup>92)</sup> この点について判決は次のように述べた。

「本件が当法廷に繫属中の二〇〇七年五月二九日に、イタリア政府はチュニジア政府に対して、申立人が条約三条に反する取扱いに服さないとの外交的保証をチュニシスのイタリア大使館を通じて求めた。しかし、チュニジア当局は、かかる保証を提供しなかった。当初、チュニジア当局は、外国で拘禁されているチュニジア人のチュニジアへの移送を受け入れる用意があることを述べただけである。チュニジア外務省がチュニジアの法律は被拘禁者の権利を保障しており、またチュニジアは『関連する国際条約、諸協定』に加入していると伝えたのは、二〇〇七年七月一〇日の第二の口上書であった。この点で、本件においては、本条約の諸原則に明らかに反する慣行が当局によって行われたと黙許されているの

で、当法廷は、国内法の存在と人権に関する国際条約への加入だけでは、原則的に虐待の危険に対する十分な保証にはならないと考える。

さらに、たとえ本件でチュニジア当局が行ったように、イタリアが求めた外交的保証が与えられたとしても、申立人が本条約によって禁止される取扱いの恐れから保護されるであろうという十分な保障を実際の適用場面において与えるか否かを当法廷が検証する義務を免れさせることにはならないであろう。送還先の国からの保障によって与えられる重みは、それぞれのケースごとにその時に得られる事情に依存しているのである。

したがって、チュニジアに申立人を追放する決定は、もし実施されるならば条約三条に違反する<sup>98</sup>。」

申立人が国家の安全に対する脅威を及ぼしている場合には虐待の恐れがあるという点を証明するためのより強固な証拠が示されなければならぬというイギリス政府が主張した第二の点については、当法廷はそのようなアプローチは三条によって付与された保護の絶対的な性質と一致しないと考える。より高次元の基準を満たす証拠がなければ、国家的安全保障により、個人に対する虐待の恐れを簡単に受け入れることを正当化するという主張に帰着する。したがって、当法廷は、関連証拠の水準を変更する理由はないものと考えている。

強制的追放の計画が条約違反となるためには、当該の者が三条により禁止されている取扱いに服する実際のおそれがあると信ずるべき実質的な理由が存在することが必要である<sup>99</sup>。」

△検討▽

本件判決で、最も注目されるのは条約三条の規定の絶対性を再確認することによって、国家の安全・公の秩序を理由とする外国人の追放に関する国の裁量権を制限的に解釈したことである。ヨーロッパ人権裁判所は、ソエリング事件において犯罪人引渡が人権条約違反を生じさせるか否かを判断する際に、引渡対象者の年齢、国籍その他の様々な個別、具体的なコンテキストを考慮してきた。その意味でソエリング事件では、三条の規定が絶対的性格を有するか否か明確には述べていないので、ある種の異なる条件の下では、異なる結論の可能性を暗示しているようにも思われた。しかし、本件の大法廷判決においては、犯罪人引渡の結果、条約三条に違反する拷問、非人道的取り扱いの恐れが一定程度客観的な資料によって予測される場合には、条約三条の規定が絶対的性質を有するとの理由により、引渡が禁止されると判示したのである。

国家の安全を理由とする外国人の追放、送還が可能か否かという点については、他の国際条約においても曖昧な規定が置かれている。難民条約によれば、難民の追放は原則として禁止されているが、「国の安全・公の秩序」を理由とする場合には、例外として定められている（三二条）。

また、同三三条では、ノン・ルフルマンの原則を定める。ただし、同条の二項では、この原則も「国の安全にとって危険である」場合や「重大な犯罪によって有罪の判決が確定し、締約国の社会にとって危険な存在となったもの」は、この原則の利益の享受を要求することができない、と定める（三三三条二項<sup>95</sup>）。このように、難民条約では、国の安全を理由とする追放の可能性を二重に定めることによって、究極的には国家の安全や公の秩序を理由とする追放、引渡が可能とも解釈しうる余地を残しているといえよう。同様に自由権規約一三条も「法律に基づいた決定」による場合には、外国人の追放を可能とする定めを置いている。このような国家の安全を理由とする外国人の追放、送還を許容する規定が「テロとの戦い」の下で安易に援用されてきたといえよう。例えば、カナダ連邦最高裁判所は、スレシユ事件<sup>96</sup>の判決で「例外的事情においては、拷問に直面する退去強制が正当化されうる可能性を排除しない」という立場を明らかにして、論議を引き起こしていた。ヨーロッパ人権裁判所は、本件判決によって、条約三条は、難民条約の保護の範囲よりも広いと明確に述べ、かつ、拷問、非人道的取扱いの禁止が絶対的な権利であると述べることによって、外国人の追放、送還等に関する国の裁量権を限定する解釈を示したのである。

また、引渡請求国であるチュニジア政府から国際協定に従って被拘禁者の権利を配慮する旨の外交上の保証があったにもかかわらず、人権裁判所は、これをイタリアによる条約違反を回避する理由として認めなかったことも「テロとの戦い」における人権尊重の意義を強調したものと見て注目される。犯罪人引渡手続は、引渡請求国と被請求国との間において行われる国際司法共助手続きであるから、一般には引渡請求国からの外交上の保証は相当程度、重要視されるであろう。引渡請求国からの保証を信頼することは、国際司法共助の基本的前提であり、犯罪人引渡制度の根幹であるといえよう。

他方で、拷問、虐待または非人道的な取扱いが常態的に行われている国からの外交上の保証があったとしても、安易にこれに依拠することが適切かどうかという実質的な問題がある。また、外交上の保証は、信義則上の約束以上のものではなく、法的な拘束力を伴うものとはいえないから、保証が履行されなかった場合にとる手段はない。民主的な国家においてさえ、三権分立の原則の下では、外交当局の保証が他の国家机关（特に裁判所）の判断を拘束することにはならないであろう。仮に外交的保証が拘束力を有するとすれば、司法の独立を侵すことにもなる。また、死刑を執行しないという外交上の保証は比較的検証しやすいが、拷問、非人道的取扱いが行われたか否かを事後に検証することは一般的には困難である。これらの点からみても、外交上の保証が条約違反を免れるための免罪符となる訳ではない。

本件の人権裁判所の判断の背景には、九・一一同時多発テロ以後、ヨーロッパ諸国が外交上の保証が得られたことを理由として、テロ事件の

「容疑者」を自国内からいわば厄介払いする形で人権侵害の恐れに目を覆ったまま、退去強制、追放または引渡しする事案が繰り返されてきたことへの警鐘という意味がある。同種の事案は、国連の規約人権委員会<sup>(97)</sup>、拷問禁止委員会<sup>(98)</sup>においても問題とされており、それぞれのケースで条約違反が認定されている。人権裁判所の判決は、これらの他の人権条約上の実施機関の意見とも同調する形で、外交上の保証に安易に依拠することによって、身柄の引渡しを行うことは一定の場合には、条約違反となりうることを確認したものである。

#### 四 おわりに

以上で検討してきたことをまとめて結論を示しておくこととする。

ヨーロッパ人権条約の下では、犯罪人として引き渡された結果、拷問、非人道的な取扱いまたは刑罰に直面する恐れがある場合には、引渡しは禁止されるという解釈が一九九〇年代までの判例法として存在してきた。本稿では、今世紀に入って「テロとの戦い」の時代を迎えて、この原則は何らかの影響を受けているのかわからないのか、また受けているとするならばいかなる影響を受けているかという観点から、ヨーロッパ諸国の国際刑事司法協力の動きとヨーロッパ人権裁判所の判例を検討した。その結果、以下の諸点が確認された。

まずヨーロッパ諸国間の犯罪人引渡制度は、二〇〇一年九月一日の同時多発テロを契機として、大きな変革を経験してきた。テロ対策の一環として従来の犯罪人引渡手続は見直され、特にEU諸国間では、ヨーロッパ共通逮捕状制度の導入によって、従来の犯罪人引渡手続を迅速化、簡便化する大胆な試みが導入された。

このような迅速かつ簡便な方法による犯罪人引渡はテロとの戦いにおいて重要な意義を有しているが、他方で、人権原理との調和が課題となることは言うまでもない。ヨーロッパ人権裁判所は、これまでの事例において、この調和の確保に向けて努力を行ってきた。

まず、犯罪人引渡の結果、人権侵害の恐れが予想され、かつそれが緊急の場合には、ヨーロッパ人権裁判所は、締約国に対して引渡しを一時的に停止するように仮保全措置命令を指示し、その遵守を求めてきた（Mamatkulov事件）。さらに、国際司法裁判所の判例等に依拠しながら、仮保全措置の法的拘束力を自ら認め、その指示に違反した場合には、人権条約三四条の個人申立権の侵害に当たるという理論構成をとることによって、人権侵害を阻止しようとしてきた。このような対応は、仮保全措置の法的拘束力を認める主張が近年の国際判例において確立してきた

ことと軌を一にしている。人権裁判所がこうした判断を採る理由は、人道上の危険が差し迫っている場合には、仮保全措置命令により一時的に権利を保全して、取り返しの付かない結果をさけるためである。

ヨーロッパ人権裁判所は、懸念される引渡しに差し迫っているような緊急の場合で、しかも事態の把握が困難な場合には、人権条約三八条に従って関係国の領域内で現地調査を受け入れるよう申し入れも行っている。これは、申立人が拘禁下におかれていて、自ら申立を宛てるのが困難な場合に、現状を的確に把握して、法的問題の処理に役立たせるところに意味がある。現地調査の実施は、個人の申立に関する事実を確認することが目的であるから、その調査受け入れの拒絶は、人権条約三四条の個人申立権の行使を著しく毀損するので、人権条約三四条の違反を招くという解釈が示された(Shamayev事件)。

この禁止は、人権条約締約国間だけでなく、条約の非締約国からの引渡請求に応じて、人権条約締約国が引渡しを行う場合にも適用される(Saadi事件)。ただし偽装引渡のケースにおいて、域外の国から締約国に対して送還、追放が行われた場合に、その合法性の審査には制限がある。(Ocalan事件)

犯罪人引渡を行った場合に人権侵害の恐れがあるかどうかの判断基準としては、人権裁判所は送還先の国の政府による外交上の保証に依拠するよりも、その他の国連の人権機関の報告、第三国政府の報告書、人権NGOの報告などによって総合的に判断する姿勢を見せている(Saadi事件)。

ヨーロッパ人権裁判所は、以上のような様々な法解釈を駆使することによって、「テロとの戦い」の時代においても犯罪人引渡、退去強制または追放の結果、送還先において人権条約三条違反の恐れがある場合には、引渡し、送還等が禁止されるという解釈を堅持している。むしろ、三条違反の恐れがある場合には、禁止の絶対性をより明確に述べるようになっていくようにも思われる。

最後に、こうしたヨーロッパの経験は、国際社会一般との関連においてどのような意味を持っているだろうか一言述べて本稿を閉じたい。まず、ヨーロッパ人権条約は、ヨーロッパ諸国間の地域的人権条約であるから、ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡に関する条約の解釈としての意義を有するにとどまる。また、ヨーロッパではテロに関する一般的な合意が存在し、国家間の協力制度も構築されていることが背景にあるだろう。しかし、国際社会一般では、そもそもテロに関する合意が存在しないし、「テロとの戦い」において人権を確保するための制度的保障を欠いている。そのような国際社会一般に対してヨーロッパの経験がそのまま妥当するとは思われない。しかし、ヨーロッパの域外諸国からヨ

ロッパ諸国に対して引渡請求が行われる場合には、ヨーロッパの基準の下で引渡しの合法性の如何が判断されることになる。そのような方法を通じて、ヨーロッパの基準は国連レベルや他の地域の人権条約の解釈にも徐々に影響を与える可能性があると考えられる。本稿におけるヨーロッパにおける犯罪人引渡法の研究は、緒についたばかりである。今後は、EUにおける共通逮捕状制度の問題の考察を深めるとともに自由権規約委員会および拷問禁止委員会におけるこの問題への対処方法も併せて、いっそう研究を深めていきたい。

#### 注

- (1) ヨーロッパ人権裁判所は、「人権および基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約」(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms「ヨーロッパ人権条約」)に基づく実施機関である。条約締約国内において条約上の人権を侵害されたと主張する個人は、国内的救済等の条件を満たしているならば、人権裁判所に対して直接申し立てる権利が認められている。同裁判所の一連の主要判例を検討した文献として戸波江二、小畑郁、江島晶子、建石真紀子、北村泰三編『ヨーロッパ人権条約の判例』(信山社、二〇〇八年近刊予定)を参照。
- (2) 筆者は、このような人権法が犯罪人引渡法に与える影響についてかつて考察を行った。北村泰三「犯罪人引渡と人権の要請」国際法外交雑誌九八巻一・二号(一九九九年)一五六―一九三頁参照。
- (3) このような国際人権法の性格は、ユネスコ・コウゲン性を例証していると説明するところも多々ある。Erika de Wet, *The Prohibition of Torture as an International Norm of Jus Cogens and its Implications for National and Customary Law*, *European Journal of International Law* (E.J.I.L.), Vol. 15, 2004, p. 97.
- (4) Moeckli, *Human Rights and Non-Discrimination in the War on Terror*, Oxford, 2008.
- (5) 安全保障理事会決議一四五六(二〇〇三)は、次のような一節を含んでいる。「6 諸国がテロとの戦いのために採ったいかなる措置も国際法に基づくすべての義務に一致しなければならない。国際法、特に国際的な人権、難民および人道法にしたがって採用しなければならない。」
- (6) アメリカ合衆国の軍またはCIAは、アフガニスタンやイラク等の中東方面で拘束したテロ容疑者を通常の犯罪人引渡ではなく、特別移送(extraordinary rendition)と呼ぶ手段によって、途中ヨーロッパ諸国を経由してキューバのグアantanamo米軍基地に移送する措置を採った。ヨーロッパ諸国内にあるアメリカ軍基地や空港内においても容疑者を一時的に拘束し、ネットでの取調において拷問、非人道的取扱いが行われているのではないかとどう問題が懸念された。David Weissbrodt, Amy Bergquist, *Extraordinary Rendition: A Human Rights Analysis*, *Harvard Environmental Law Review*, Vol.19, 2006, p. 123. 北村「恣意的逮捕・拘禁からの自由の現代的課題」(井田健太郎他編集代表「講座国際人権法(二)・国際人権規範の形成と展開」(信山社、二〇〇六年)九三頁以下参照)。
- (7) Colin Warbrick, *The European Response to Terrorism in an Age of Human Rights*, *European Journal of International Law* (E.J.I.L.), Vol. 15, 2004, pp. 989-1018.
- (8) ヨーロッパ評議会は、アメリカが特別移送に際してヨーロッパ諸国に所在する空港やアメリカ軍施設内においてテロ容疑者を一時的に拘束している事実を隠蔽しているとして抗議する姿勢をこめてきた。See, *Alleged Secret Detentions and Unlawful Inter-State Transfers of Detainees Involving Council of Europe Member States*, Council of Europe, Doc. 10957, 12 June 2006.
- (9) *Soering v. The United Kingdom*, Judgment of the European Court of Human Rights, (A/161) (1989) 11 E.H.R.R. 439. 北村泰三「熊本法等六四号七九―一〇四頁(一九九〇年)山本草二他編「シェリスト別冊・国際法判例百選」一〇四頁。
- (10) Patrick Hudson, *Does the Death Row Phenomenon Violate a Prisoner's Human Rights under International Law?* *E.J.I.L.*, Vol. 11 (4), 2000, pp. 833-856.

- (11) S. Zühlke and J.C. Pastille, *Extradition and the European Convention: Soering Revisited*, *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht* (ZaöRV), Vol.59 (1999) p.749
- (12) Van den Wijngaert, *Applying the ECHR to Extradition: Opening Pandora's Box*, *International and Comparative Law Quarterly* (I.C.L.Q.), Vol.39, 1990, p.757.
- (13) Susan L. Kemp, *Refugee Law as a Source in Extradition Cases*, *Criminal Law Journal*, 1998, p.774.
- (14) Ahmed v. Austria, Judgment of 17 December 1996, *European Human Rights Reports* (E.H.R.R.), Vol.24, 1997, p.278
- (15) Chahal v. the United Kingdom, E.H.R.R. Vol.23, 1997, p.413. Judgment, 15 November 1996, *International Journal of Refugee Law*, Vol. 9, 1997, pp.86-121. *Deportation - Danger of Inhuman and Degrading Treatment - Domestic Remedies*, B.Y.B.I.L., 1997, 68, pp.388-390.
- (16) D v. the United Kingdom, 2 May 1997, E.H.R.R., Vol.24, 1997, p.423.
- (17) Rene Bruin and Kees Wouters, *Terrorism and the Non-derogability of Non-refoulement*, *International Journal of Refugee Law* (I.J.R.L.), Vol.15 (2003), p.5.
- (18) Joanna Harrington, *The Role for Human Rights Obligations in Canadian Extradition Law*, *Canadian Yearbook of International Law*, Vol. 43, 2005, pp.45-100.
- (19) 松井芳郎編集代表『判例国際法(第二版)』東信堂・二四八頁。
- (20) Kinder事件では、規約人権委員会は、申立人の年齢、死刑の執行方法などを総合的に考慮して、七条違反の非人道的取扱いの恐れはないと判断した。Zs事件では、青酸ガスによる死刑の執行の恐れは七条違反の非人道的取扱いの結果をせんと判断した。
- (21) Roger Judge v. Canada, Communication No. 829/1998, 5 August 2002, CCPR/C/78/D/829/1998. 松井編「前掲書」二二五頁。坂元茂樹「死刑廃止国に対する新たな義務」世界人権問題研究センター研究紀要二二号(二〇〇六年)一一二六頁。
- (22) これらの点については、北村、前掲論文参照。
- (23) *European Convention on Extradition* 13.12.1957, Paris, ETS 024. ヨーロッパ評議会の四五の加盟国が批准、非ヨーロッパの国としてイスラエルと南アフリカも加入している(二〇〇八年四月現在)。ヨーロッパ評議会の犯罪人引渡条約については、次の資料に一括して条文と趣旨説明が掲載されている。Council of Europe, *Extradition: European Standards*, Council of Europe Publishing, 2006.
- (24) *Additional Protocol to the European Convention on Extradition*, Strasbourg, 15.10.1975, ETS 086. ヨーロッパ評議会の三六か国が批准、他に南アフリカが加入(二〇〇八年四月現在)。
- (25) *Second Additional Protocol to the European Convention on Extradition*, Strasbourg, 17.03.1978, ETS 088. 締約国数は四〇か国(二〇〇八年四月現在)。
- (26) *European Convention on Mutual Assistance in Criminal Matters* 1959, CETS No.: 030. 締約国数四七か国(二〇〇八年四月現在)。
- (27) イギリスにおけるテロ対策立法については、江島晶子「国際人権条約を介した議会と裁判所との新たな関係」法律論叢七九巻四・五号(二〇〇七年)、同「人権に対する挑戦—イギリスの状況—国際人権一八号(二〇〇七年)二一一—二九頁参照。
- (28) 一九七七年一月二七日、採択、署名のために開放。一九七八年八月四日発効。締約国数四七(二〇〇八年四月現在)。
- (29) 締約国数は一一(二〇〇八年四月現在)。
- (30) このような取扱いが人権との関連で問題を孕む可能性がある。
- (31) *Human Rights and the Fight against Terrorism, The Council of Europe Guidelines*, adopted on 11 July, 2002.
- (32) *Ibid.*, p.34.
- (33) *Ibid.*, p.34.

- (34) 例えば、二〇〇七年五月に、イギリスのロンドン市内で起こった元ロシアの防諜庁(FSB)の職員であったリトビネンコ氏殺害事件において、イギリスはロシアに対して容疑者のロシア人を引き渡すよう請求したが、ロシアは自国民不引渡を理由にこれを拒否した。例えば、朝日新聞、二〇〇六年二月三日記事参照。この事件は、両国間で外交官の追放措置にまで発展した。
- (35) 高山佳奈子「国際社会(EU・国連)における刑事法(特集 刑法典の百年)」ジュリスト一三四八号(二〇〇八年一月)一八一―一八九頁。
- (36) 小木曾綾「EUの警察政策」『宮沢浩一先生古稀祝賀論文集(現代社会と刑事法)』(宮沢浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編、成文堂、第三卷(二〇〇〇年)四五頁。
- (37) リスボン条約六一条から六九条が刑事司法、警察協力の分野におけるEU諸国間の協力体制の構築を定めている。
- (38) 森下忠『犯罪人引渡法の研究』成文堂(二〇〇四年)五九頁。
- (39) ヨーロッパ連合の犯罪人引渡条約の仮訳は、森下、前掲書六八頁参照。
- (40) Geoff Gilbert, *Responding to International Crime*, Martinus Nijhoff, 2006, p.35
- (41) Council Framework Decision 2002/584/JHA of 13 June 2002 on the European Arrest Warrant and the Surrender Procedures between Member States, Rob Blektoon and Wouter van Ballegooy, ed. *Handbook on the European Arrest Warrant*, Cambridge, 2005.
- (42) 枠組決定は、加盟国間の法制度を接近させるために用いられる。EU委員会または加盟国の提案により、全会一致で採択される。加盟国を拘束するが、結果の達成は義務であるが、そのために採るべき手段の選択は各加盟国にゆだねられる。
- (43) Geoff Gilbert, *supra* note 40, p.36.
- (44) 双罰性の原則とは、引渡犯罪は、請求国と被請求国(もし、その引渡犯罪に係る行為が被請求国内において行われた場合)の双方で、その実体法および手続法に照らして、刑罰を科し、またはこれを執行できるものであることを必要とする原則である。
- (45) 例えば、ある国において、私人Aがインターネット上で人種差別や外国人排撃の言論を行ったことにより、他の国が自国の法の下でAについて共通逮捕状を発給し、Aの身柄の引渡を求めることが可能となるのか、といった問題が想定されよう。
- (46) ヨーロッパ連合条約三五条は、枠組み決定に関する共同体裁判所の管轄権に関して次のように定める。「1 共同体司法裁判所は、本条に定める条件に従い、枠組み決定や諸決定の有効性と解釈について、また本編に基づいて制定された協定の解釈およびそれらを実施するための措置の有効性と解釈に関して先行判決を与える管轄権を有する。
- 2 アムステルダム条約の署名時またはそれ以降になされた宣言により、いずれの加盟国も1に明記された先行判決を与える司法裁判所の管轄権を受諾することがある。
- 3 項〜7項(略)
- (47) 渡邊斉志「ドイツ・テロリスト犯罪規定を改正するための法律案―EU法の国内法化」外国の立法二二八号(二〇〇三年)一五〇―一五六頁。
- (48) 「枠組み決定」とは、EUの第三の柱である司法内務協力分野における立法形式である。EU条約三四条二項bは、刑事司法協力の分野において「構成国の法令を摺り合わせるための枠組み決定を採択する」と定めている。
- (49) Judgment of the Court of Justice of the European Communities, Case C-303/05, *Advocaten voor de Wereld VZW v. Ledem Van De Ministerraad*, May 3, 2007, *Celex* No. 605J0303.
- (50) 本判決の検討は、いずれ他日を期したい。なお判例評釈として次を参照。Case comment, Case C-303/05, *Columbia Journal of European Law*, Vol 14, 2007, p.169.

- (51) ドイツ連邦共和国基本法一六条二項参照。「いかなるドイツ人も、外国に引き渡されてはならない。ヨーロッパ連合を構成する一の国家または一の国際裁判所への引渡しに関しては、法治国家の諸原則が保たれている限度で、法律により異なる規律をすることができ。本条の第二文は、国際刑事裁判所への犯罪人引渡のために定められたものである。フーリップ・オステン「国際刑事裁判諸規程と国内立法―ドイツ『国際刑法典』草案を素材として」ジュリスト二〇〇七年（二〇〇一年）。
- (52) 高山佳奈子「ドイツの欧州共通逮捕法に関する違憲判決について」法學論叢一六〇巻一頁（二〇〇六年）一一一九頁。Nicolas Nohlan, Germany: European Arrest Warrant Case: International Journal of Constitutional Law, Vol.6, 2008, p.153. Simone Mölders, European Arrest Warrant Act is Void – The Decision of the German Federal Constitutional Court of 18 July 2005, German Law Journal, Vol. 7, 2005, p.45.
- (53) Öcalan v. Turkey, Judgment of Chamber II, 12 March 2003, E.H.R.R. Vol.XX p.XXX; Judgment of the Grand Chamber, 12 May 2005, E.H.R.R. Vol.XX p.XX. Mirja Trisch and Alexandra Rüh, Öcalan v. Turkey, App. no. 46221/99, the American Journal of International Law, Vol. 100, No. 1, 2006, pp. 180-186 新井京「判例紹介・クルド民族武装闘争指導者の変則的引渡しと死刑宣告」国際人権一八号（二〇〇七年）一三九頁。
- (54) これに対するトルコ治安当局によるPKK構成員の容疑をかけられた者およびその家族等に対する人権侵害もヨーロッパ人権条約上、大きな問題となってきた。人権条約二条に違反する拷問を認定したアスコイ（Ashkov）対トルコ事件（一九九六年二月一八日判決）などがある。
- (55) Andrew Clapham, Symbiosis in International Human Rights Law: The Öcalan Case and the Evolving Law on the Death Sentence, Journal of Criminal Justice, Vol.1, 2003, p.475.
- (56) Bozano v. France, Series A. Vol. 111, E.H.R.R. Vol.9, 1986, p.297.
- (57) Council of Europe, Extradition: European Standards, p.108.
- (58) Geoff Gilbert, supra note 40, p. 342.
- (59) ウズベキスタンは、旧ソ連から分離独立した国家であり「独立国家共同体」（CIS）の加盟国ではあるが、ヨーロッパ評議会の加盟国ではなく、したがってヨーロッパ人権条約の締約国ではない。
- (60) Mamatkulov v. Turkey, E.H.R.R., Vol.25, 2005, p.41 (ECtHR (Grand Chamber) ) March 8, 2005. 大塚泰寿「マムタクロフ及びアブドラスロウィッチ対トルコ事件」国際人権一五号（二〇〇四年）一〇六頁。
- (61) Case Comment, Mamatkulov and Askurov v Turkey: The Relevance of Article 6 to Extradition Proceedings, European Human Rights Law Review, Vol. 4, 2005, pp.409-418.
- (62) ヨーロッパ人権裁判所の手続規則 (Rules of the Court, 二〇〇六年七月) 三九条は、仮保全措置に関して次のように定める。  
「1 小法廷およびまたはその裁判長は、締約国または他のいずれかの者または自らの動議に基づき、当事者の利益のためにまたはその他の関係者の請求により、当事者の利益において裁判手続の適正な運用上の利益のために適当とみなされる暫定措置を当事者に通告することができる。  
2 これらの措置は、閣僚委員会にも通知される。  
3 小法廷は、暫定措置の実施に関連するいずれの問題に関する情報についても当事者に求めることができる。」
- (63) Supra note, 60, para. 91.
- (64) Cruz Varas v. Sweden, Judgment of the Court, 20 March 1991.
- (65) Ibid., paras. 128 & 129.
- (66) Geoff Gilbert, supra note, 40, p. 147.

- (67) Alastair Mowbray, *A New Strasbourg Approach to the Legal Consequences of Interim Measures*, *Human Rights Law Review*, Vol.5 (2), 2005, pp.377-386.
- (68) Cruz Varas v. Sweden, E.H.R.R., Vol. 14, 1992, pp. 20-45
- (69) ランラン事件については、北村「国際人権法と領事関係条約の交錯について―外国人被拘禁者に対する領事面会権の保障の意義―」法学新報一〇九巻五・六号（二〇〇三年）。国際司法裁判所判例研究会「資料 判例研究・国際司法裁判所 ランラン事件―仮保全措置の申請」国際法外交雑誌一〇一卷一号（二〇〇二年）一〇一―一七頁。
- (70) Crime and sentencing: extradition to Uzbekistan - failure to comply with European Court Rule 39 "interim measures" indication - fairness of criminal proceedings - Arts 2,3, 6 (1) and 34, European Human Rights Law Report, Vol. 3, 2005, pp.317-320.
- (71) Communication No.869/1999, U.N. doc.CCPR/C/70/D/869/1999 (2000).
- (72) Joint Partly Dissenting Opinion of Judges Cafisch, Turmen and Kovler.
- (73) ネルシム・ロムン両国とカホロロン人権条約の締結国との争い。
- (74) Shamayev and Others v. Georgia and Russia, Judgment of Section II, 12 April 2005.
- (75) *Ibid.*, paras 57-73.
- (76) *Ibid.*, para. 313.
- (77) *Ibid.*, para. 277.
- (78) *Ibid.*, para. 473.
- (79) *Ibid.*, para.335.
- (80) *Ibid.*, para. 340.
- (81) *Ibid.*, para. 353.
- (82) *Ibid.*, para. 359
- (83) *Ibid.*, paras. 379 and 380.
- (84) *Ibid.*, para.381.
- (85) *Ibid.*, para. 396.
- (86) Maria Gavouneli, Case Comment, *Shamayev & Others v. Georgia & Russia*, A.J.I.L., Vol.100, No.3, (July 2006), pp.674-683.
- (87) Saadi v. Italy, Judgment of the Grand Chamber, 28 February 2008. 判決文は人権裁判所のノートブックHUDOC, <<http://www.echr.coe.int/echr/>>を参照。
- (88) ヨーロッパ人権条約三〇条とは、従来の判例と一致しない結果をもたらす可能性のある場合には、小法廷は大法廷に管轄を移管するべきであると定めている。
- (89) *Supra* note 87, para. 138.
- (90) *Supra* note 66, para. 131.
- (91) アメリカ合衆国国務省の国別人権報告書を参照。 <<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61700.htm>>
- (92) Human Rights Watch, *Diplomatic Assurances against Torture: Questions and Answers*, <[http://www.hrw.org/background/eca/ecaqna1106/index.htm#\\_Toc15070233](http://www.hrw.org/background/eca/ecaqna1106/index.htm#_Toc15070233)>
- (93) *Supra* note 86, para.147-149.

- (64) *Ibid.*, para.140.
- (65) 難民条約の三三三条の解釈については次の文献を参照。James C. Hathaway, *The Rights of Refugees under International Law*, Cambridge University Press, 2005, p.659.
- (66) *Suresh v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)*, [2002] 1 S.C.R. 3. 阿部浩司「すぐには『安全』のために」国際人権一八号（二〇〇七年）三〇―三八頁。
- (67) 規約人権委員会は、外交上の保証を受けてスウェーデンからエジプトに強制送還された結果、拷問を受けたと主張する申立人からの通報において、自由権規約七条の違反を認めた。Mohammed Alzery v. Sweden, Communication No. 1416/2005, Mohammed Alzery v. Sweden CCPR/C/88/D/1416/2005
- (68) 国連拷問禁止委員会も、同様の事件における条約違反が認定された例がある。Ahmed Hussein Mustafa Kamil Agiza v. Sweden, Communication No. 233/2003, CAT/C/34/D/233/2003.